

令和7年度（2025年度）
履修要項

医学部看護学科

SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE



国立大学法人

滋賀医科大学

SHIGA UNIVERSITY OF MEDICAL SCIENCE

目 次

滋賀医科大学の理念・使命と教育目標	1
医学部看護学科の三つのポリシー（方針）	3
医学部看護学科 ディプロマ・ポリシーに基づくアウトカム一覧	9
2025年度 学年暦	10
I. 滋賀医科大学での学修について	12
1. 大学での学修とは	
2. 「単位制」とは	
3. 授業科目の種類と配置	
4. 医学部医学科の教育課程について	
II. 履修について	18
1. 履修計画の立案について	
2. 単位互換制度について	
3. 既修得単位等の認定	
4. キャップ制について	
III. 授業について	20
1. 授業時間・欠席の取扱い等	
2. 非常時・緊急時における授業・試験の取扱い	
IV. 試験・レポートについて	22
1. 定期試験の種別	
2. 定期試験の受験上の注意	
3. 追試験・再試験の受験	
4. 不正行為	
V. 成績評価について	24
1. 成績評価の基準	
2. GPA 制度	
3. 成績の通知	
4. 成績評価に係る異議申し立て	
VI. 学籍について	26
●資料	
1：履修系統図	27
2：教育課程	28
3：授業科目一覧	31
4：2025年度 医学部看護学科授業時間割（前期・後期）	40
附録：教務関連規程	42

－ 滋賀医科大学の理念・使命と教育目標 －

理念

地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する。

(国立大学法人滋賀医科大学学則第1条より抜粋)

使命

- 1 豊かな教養、確かな倫理観、高い専門的知識を有する信頼される医療人を育成する。
- 2 研究倫理と独創性を有する研究者を養成し、特色ある研究を世界に発信する。
- 3 信頼と満足を追求するすぐれた全人的医療を地域に提供し、社会に貢献する。

(国立大学法人滋賀医科大学学則第1条の2より抜粋)

－ 教育目標 －

医学部看護学科では、本学の使命のもと、豊かな教養と確かな倫理観を備え、高度な専門的知識と技術を有し、教育・研究・臨床等の実践の場で中心的な役割を担い、地域のニーズに合わせた看護職の役割を理解することができる次のような能力を備えた人材育成を目指しています。

教養と倫理観

一般教養、医療の倫理、行動科学等の講義・実習を通じて、看護の対象となる多様な人々の信条、人格、権利を尊重し、確固たる倫理観をもって行動できる豊かな人間性を養う。

専門性

看護実践のエキスパートを目指して、健康上のニーズを把握し、支援するために必要な基本的能力、包括的な保健・医療・福祉の実践における多職種・多機関との連携・協働の必要性を認識し、看護職としての責任を果たす能力を養う。

科学的探究心と国際性

問題発見力・論理的思考力を身につけ、国際的見地に立ち、将来の看護専門職リーダーとして成長できる素養を養う。

地域医療への貢献

国内外の保健・医療・福祉環境の変化に関心を持ち、地域医療に貢献できる能力を養う。

－ 医学部看護学科の三つのポリシー（方針） －

滋賀医科大学では、その理念・使命に基づき、育成すべき人材像を明確化し、それに必要な教育課程を編成し、体系的・組織的に教育を行うとともに、その教育を受けるに相応しい学生を入学者として選抜することにより、その使命を果たす。

医学部看護学科における、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を以下に示す。

卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）

医学部看護学科では、教育目標に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、次のとおり優れた知識と能力を身につけた学生に学士（看護学）の学位を授与します。

≪全課程≫

1. プロフェッショナリズム

豊かな人間性と確固たる倫理観を備え、互いの立場を尊重し、看護のプロフェッショナルとして社会の責任を遂行することができる。

2. 看護学の知識と技術

多様な人々に対する看護に必要な知識と技術を身につけている。

3. 課題対応能力と看護実践能力

科学的根拠に基づいた臨床判断能力を身につけ、良質かつ安全な看護を実践することができる。

4. コミュニケーションと多職種連携

コミュニケーション能力を自ら涵養し、看護の対象者や対象者を取り巻く人々、保健・医療・福祉に関わる専門職と相互を尊重した良好な関係を築き、対象者の問題解決に向けて連携・協力することができる。

5. 地域医療への貢献

地域の保健・医療・福祉ニーズを把握し、地域医療に貢献できるとともに、すべての人々の健康生活を支援することができる。

6. 科学的探究心と国際的視野

知的好奇心を高め、専門職あるいは将来の研究者としての基本的研究手法等を修得することにより、国内及び国際社会における看護・医療の発展に貢献する素養を身につけている。

7. 情報・科学技術の活用

個人情報保護等の情報リテラシーを備え、人工知能等の情報・科学技術を利活用することができる。

8. 生涯にわたって自律的に学ぶ姿勢

自己主導型学習能力や生涯学習態度を身につけ、他者とともに研鑽することができる。

《保健師課程》

人々の健康で文化的な生活を営む権利を保障するために、保健師の役割を理解し、主体的な公衆衛生看護活動を行うことができる。

《助産師課程》

助産診断に基づく助産ケアの実践と分娩介助等の周産期医療において助産師に求められる能力を身につけ、さらにウィメンズヘルスの支援をすることができる。

《訪問看護コース》

地域医療を深く理解し、地域包括ケアを担う看護専門職として支援できる。

教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）

医学部看護学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識と技術の修得を可能とする教育課程を以下のように編成し、提供します。

1. 教育課程の編成の方針

授業科目を教養科目、外国語科目、専門基礎科目Ⅰ・Ⅱ、看護専門科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・実習に体系的に区分し、それらの授業形式として講義、演習及び実習を効果的に組み合わせて編成することで、医療者として必要な知識や、実践的看護技術、倫理観及び科学的探究心を養うことを目標にした教育課程を策定する。

2. 教育課程における教育・学修方法に関する方針

《全課程》

1. プロフェッショナリズム

看護専門職者としての社会的な責任と倫理を身につけることを目的として、カリキュラムを編成する。また、医療・看護学における倫理について学ぶ授業科目を4年間一貫して配置することで、医療・看護活動や看護研究に関わる様々な倫理的課題に気づく力を養う。

2. 看護学の知識と技術

看護専門職者として求められる知識と技術を理論と実践の統合をもって学習することを目的とした「らせん型カリキュラム」を編成する。専門基礎科目から専門看護科目までの知識の積み重ねと統合を繰り返し行えるよう科目を配置する。

3. 課題対応能力と看護実践能力

知識の活用、技術の適用、思考過程の明確化に基づいて看護が実践されることを体験的に知り、それらを統合的に活用のできる能力を育成することを目的として、医療機関のみならず地域の保健・医療・福祉施設との連携・協力のもと臨地実習科目を配置する。

4. コミュニケーションと多職種連携

看護専門職者を目指す本学の学生として求められる共通の素養である、高いコミュニケーション能力、人間や社会の多様性への理解を身につけることを目的として、カリキュラムを編成する。具体的には、低学年次から地域の保健・医療・福祉施設や医学部附属病院における早期からの多職種連携教育を企画する。

5. 地域医療への貢献

地域における保健・医療・福祉ニーズを把握するための基本的能力の修得を目的として、専門基礎科目Ⅱにおいて社会福祉制度・疫学・地域保健・地域ケアシステムに関する授業科目を配置する。

さらに、低学年時から地域に貢献する医療職としての実践的な能力の修得を目的として、看護専門科目において地域包括ケア、在宅療養支援や訪問看護サービスの提供について体系的

な理論を学ぶ授業科目、及び地域の訪問看護ステーション等における実習科目を配置する。

6. 科学的探究心と国際的視野

すべての学生が自ら設定したテーマによる研究活動の体験を通じて、看護学における独創的かつ批判的に考える能力と研究に対する意欲や理解力を養う機会を確保するため、臨床的知見を踏まえた看護学研究や論文作成の方法を教授する授業科目を配置する。また、国際的視野の涵養を目指すため、継続的に外国語や国際保健に関する授業を実施するとともに、看護学研究の一環として海外研修の機会を確保する。

7. 情報・科学技術の活用

発展し続ける情報化社会や人工知能等の情報・科学技術、またそれらと向き合うための倫理観を理解し、これらの理論・技術を正しく活用できるよう、4年間で横断するように数理学・統計学・情報科学等に関する授業科目を配置する（「数理・DS・AI時代の医療人育成教育プログラム」）。

8. 生涯にわたって自律的に学ぶ姿勢

看護専門職者として自律的学修を継続する能動的姿勢の涵養を目的として、4年間の講義・演習・実習を通してアクティブラーニングを取り入れたカリキュラムを編成する。

《保健師課程》

公衆衛生看護活動における地域診断の基本的知識及び住民の健康課題の解決に必要な基本的技術を養うための授業科目を配置する。

《助産師課程》

母子保健や女性の健康に関する課題について、助産師に求められる役割と責任を理解し必要な助産診断と助産技術を養うための授業科目を配置する。

《訪問看護コース》

地域医療や地域包括ケアの中心的役割を担う看護専門職者に求められる知識、技術及び課題解決力を養うための授業科目を配置する。

3. 学修成果の評価の方針

シラバスに記載された学修目標について、筆記試験、実技試験、レポート等、多面的な評価方法により、それぞれの到達状況を客観的に評価する。

また、教育課程レベルでは、ディプロマ・ポリシーに基づいて策定したアウトカムの達成状況によって学修成果を評価することに加え、看護学 OSCE、看護基本技術習得チェック表等によっても随時学修成果を評価する。

入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）

求める学生像

本学の理念に基づき、高い教養と確固たる倫理観を備えた看護職の育成を目指しており、卒業生が看護師、保健師、助産師として地域に貢献し、また看護職者としてのスペシャリストや管理職、教育者・研究者として活躍できることを目標としている。そのため、看護職に必要な学識・能力・技術を修得する素養を持ち、看護学の修得に真摯に、また熱意を持って取り組む、次のような人材を求めている。

1. 看護学の修得に必要な幅広い基礎学力と応用力を有する者
2. 十分なコミュニケーション能力を持ち、協調性や他者への思いやりのある者
3. 能動的学習や生涯学習ができ、看護学の修得や課題の探究に真摯に取り組む者
4. 地域医療に深い関心や貢献する意欲を持つ者

入学者選抜の基本方針

「求める学生像」に沿った人材を選抜するために、一般選抜（地域医療枠を含む）、学校推薦型選抜（地元医療枠を含む）を行っている。地域医療枠、地元医療枠では、滋賀県の医療に情熱をもって従事しようとする者を望んでいる。

1. 一般選抜（前期日程）

大学入学共通テスト、個別学力検査、面接及び調査書（地域医療枠は志願理由書を含む）を総合して選抜を行う。大学入学共通テストによる学力評価に加え、個別学力検査では、「小論文」で理解力、思考力及び表現力等の理論的に判断・推理を重ねて対象をとらえる力を測り、面接及び調査書等の提出書類では論理性、協調性、コミュニケーション能力等を評価する。

2. 学校推薦型選抜

学校長の推薦書、調査書、志願理由書並びに大学入学共通テスト、面接を総合して選抜を行う。大学入学共通テストによる学力評価に加え、志願理由書等の提出書類や面接で学修の到達度や高等学校在学中の様々な活動実績、志望の意欲や明確さ等を評価する。

学修成果基盤型教育（アウトカム基盤型教育 Outcome-Based Education（OBE））

滋賀医科大学では、学生が卒業時まで身に付けておくべき知識・技能・態度に関する能力（アウトカム）を卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいて策定し、それを達成するようにカリキュラムを含む教育全体を作成する学修成果基盤型教育（アウトカム基盤型教育）を行う。

医学部看護学科 ディプロマ・ポリシーに基づくアウトカム一覧

ディプロマ・ポリシー (DP)		アウトカム (DPを構成する要素)
DP1	プロフェッショナリズム	1.豊かな教養と確固たる倫理観を身につけ、利他的かつ公正な態度で行動できる。 2.人々の持つ多様な価値観や立場を尊重できる。 3.看護専門職者としての役割と責任を理解し遂行できる。 4.医療・看護学における倫理的課題を説明できる。
DP2	看護学の知識と技術	臨床や研究に活用するために以下の領域の知識と技術を修得している。 1.人体の構造と機能 2.疾病の成立と回復の促進 3.健康支援と社会保障制度 4.疫学、保健統計 5.看護基本技術 6.生殖年齢・周産期にある人々に対する看護実践 7.小児期にある人々に対する看護実践 8.成人期にある人々に対する看護実践 9.老年期にある人々に対する看護実践 10.健康の段階に応じた看護実践（予防、急性期、回復期、慢性期） 11.心のケアが必要な人々への看護実践 12.地域包括ケアに関する看護実践
DP3	課題対応能力と看護実践能力	1.看護に必要な対象者の情報を収集・統合し、アセスメントできる。 2.アセスメントの結果から、根拠に基づいた看護計画が立案できる。 3.修得した知識・技術を活用して看護を実践できる。 4.観察・実施した看護を評価し、適切に記録できる。 5.看護実践において、感染防止対策や安全なケア環境を整備できる。
DP4	コミュニケーションと多職種連携	1.対象者・家族の言葉を傾聴し、共感することにより、良好な関係を築くことができる。 2.対象者に対して、適切な言葉遣いができる。 3.多職種連携における看護専門職者の多様な役割について説明できる。 4.医療チームのスタッフを尊重することにより、良好な関係を築くことができる。 5.医療チームのスタッフに対し、適切に報告・連絡・相談ができる。
DP5	地域医療への貢献	1.社会保障制度・地域包括ケアについて説明できる。 2.地域包括ケアにおける看護の役割について説明できる。 3.保健・医療・福祉に関する地域の課題を把握し、解決するための理論・方法について説明できる。 4.地域住民に対する健康増進、疾病予防、安全確保のための活動に積極的に参加できる。
DP6	科学的探究心と国際的視野	1.看護学上の疑問・関心に基づいて、研究課題を見出すことができる。 2.看護学研究に必要な国内外の情報を取得することができる。 3.看護学研究で用いられる基本的研究手法が実施できる。 4.自らの研究内容をわかりやすくプレゼンテーションできる。 5.国際的視野を持って、看護学に関する課題について考察できる。 6.研究倫理を理解したうえで、研究を実施できる。
DP7	情報・科学技術の活用	1.個人情報や情報セキュリティに関する法令を遵守し、臨床や研究の場で活用できる。 2.コンピュータを用いてデータを分析し、問題の解決に役立てることができる。 3.電子カルテの特性を踏まえて適切に活用できる。 4.医療AI（人工知能）の現状と課題を説明できる。
DP8	生涯にわたって自律的に学ぶ姿勢	1.医療・医学・看護学の進歩に関心を持ち、生涯にわたって自律的に学び続けることができる。 2.他の医療者と互いに教え、学びあうことができる。

令和7（2025）年度 医学部看護学科 学年暦

（前期）

月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	備考		
4月	日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	備考		
	1			♥				●	●	●	●				●	●	●	●	●			●	●	●	●	●						4/1~4 オリエンテーション 定期健康診断		
	2			♥				●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●						4/1~4 履修登録期間		
	3			♥				●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●						4/2 入学宣誓式		
	4	♥	●助	●助	●助			●助	●助	●助	●助	●助			■保	■保	■保	■保	■保			●助	●助	●助	●助	●助						4/2~7 新入生研修		
	5																															4/14~18 履修確認・変更期間 （前期）		
	6																															4/30 火曜日の時間割で開講する		
5月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	備考	
	1	●	●					●	●						●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5/9 浜松医科大学交流会	
	2	●	●					●	●						●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	3	●	●					●	●						●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
	4	●助	●助					■	■						■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		5/7~7/25 領域別臨地実習（統合看護学実習含む）（第4学年） （助産師課程学生は11月中旬まで、保健師課程学生は11月中旬まで、地域医療実践力育成コース学生は8/8まで）。
6月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	備考	
	1		●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2		●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3		●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	4		■	■	■	■	■			■	■	■	■	■			■	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考		
7月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	備考	
	1	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●					●	●	●	●							7/10 月曜日の時間割で開講する	
	2	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●				海の日	●	●	●	●			○	▲	▲	▲		
	3	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●				海の日	●	●	●	●			○	▲	▲	▲		
	4	■	■	■	■			■	■	■	■	■			▽	▽	▽	▽	▽				海の日	■助	■助	■助	■助	■助			■	■	■	■	■
8月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	備考		
	1	▲													◇	◇	◇	◇					◇	◇	◇	◇	◇						8/12~9/12 早期体験実習（第1学年）（※配風先別に期間内3~4日間）		
	2	▲													△	△	△	△															8/29 基礎看護学実習Ⅱオリエンテーション（第2学年）【予定】		
	3	▲													△	△	△	△															9/1~12 基礎看護学実習Ⅱ（第2学年）		
	4	■													▽	▽	▽	▽					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		
9月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	備考		
	1	◇	◇	◇	◇	◇					◇	◇	◇	◇			敬老の日	△	△	△	△			△		◆	◆						9/4 領域別臨地実習・統合看護学実習オリエンテーション（第3学年）		
	2	◎	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎			敬老の日							秋分の日									9/16~2/20 領域別臨地実習（第3学年）		
	3																敬老の日							秋分の日									9/25, 26 早期体験実習交流会（第1学年）		
	4	■	■	■	■	■											敬老の日	■	■	■	■			■	■	■	■	■	■	■	■	■			

（凡例）
 ●：講義・演習・実習等 ○：補講等 ▲：定期試験 △：再試験 ■：臨地実習 □：臨地実習（オリエンテーション）（▲）：共用試験等の試験
 ◇：早期体験実習 ◆：早期体験実習交流会 ◎：基礎看護学実習Ⅱ ▽：統合看護学実習 ♥：定期健康診断
 助：助産師課程学生が対象であることを示す 保：保健師課程学生が対象であることを示す 地：地域医療重点コース学生が対象であることを示す

令和7(2025)年度 医学部看護学科 学年暦

(後期)

月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考		
10月	日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金			
10月	1		●	●			●	●	●	●	●			ス	●	●	●	●			●	●	●	○					●	月	●	●	10/1 創立記念日		
10月	2		●	●			●	●	●	●	●			ス	●	●	●	●			●	●	●	●					●	月	●	●	10/6~10 履修確認・変更期間(後期)		
10月	3	■	■	■			■	■	■	■	■			ス	■	■	■	■			■	■	■	■					■	月	■	■	10/23 第51回解剖体慰霊式(第1学年)		
10月	4	■	■	■			■	■	■	■	■			ス	■	■	■	■			■	■	■	■					■	月	■	■	10/23 午後のみ開講する(第2学年)		
11月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
11月	1				●	●	月	●			●	●	●	●			●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		10/30 月曜日の時間割で開講する(第1・2学年)
11月	2			文化の日	●	●	月	●			●	●	●	●			●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		11/6 月曜日の時間割で開講する(第1・2学年)
11月	3			文化の日	■	■	月	■			■	■	■	■			■	■	■	■			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		10/31 午前中開講する(第2学年)
11月	4			文化の日	▲	■	月	■			■	■	■	■			■	■	■	■			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		11/6 月曜日の時間割で開講する(第2学年)
12月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
12月	1	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			♪	♪	♪	♪	♪			●	●	●	●	●								
12月	2	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●								
12月	3	■	■	■	■	■			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●	●								
12月	4																																		12/15~19 基礎看護学実習I(第1学年)

月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	備考				
1月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
1月	1					●	●	●	●	●				月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●		1/13 月曜日の時間割で開講する	
1月	2					●	●	●	●	●				月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●		1/14 卒業論文提出締切(第4学年)【予定】
1月	3	元日				●	●	●	●	●				月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				■	■	■	■	■	■	■		1/28 保健師・助産師・訪問看護コース説明会(第2学年)【予定】	
1月	4													月																							
2月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
2月	1		●	●	●	●	●			●	○			建	▲	▲			▲	▲	▲	▲	▲	▲				天								2/25,26 一般入学試験	
2月	2		●	○	○	○	○			○	○			建	▲	▲			▲	▲	▲	▲	▲	▲				天									
2月	3		■	■	■	■	■			■	■			建	■	■			■	■	■	■	■	■				天									
2月	4													建														天									
3月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
3月	1		△	△	△																																
3月	2		△	△	△															(▲)																	
3月	3		■	■	■	■	■																														
3月	4																																				

(凡例)
 ●: 講義・演習・実習等 ○: 補講等 ▲: 定期試験 △: 再試験 ■: 臨地実習 (▲): 共用試験等の試験
 ♪: 基礎看護学実習 I

1. 滋賀医科大学での学修について

1. 大学での学修とは

- 大学の授業科目、単位数、履修年次（どの学年で履修するか）を体系的に編成したものを「**カリキュラム**」といいます。所属する学部・学科のカリキュラムに沿って学習を進め、最終的に、定められたカリキュラムの授業内容を修得することが、大学での学修の目的です。カリキュラムは入学年度別に定められており、原則として卒業まで変更はありません。
- 各学部学科のカリキュラムに沿って配置された授業科目の受講を大学に申請することを「**履修登録**」、授業を受け、試験に合格するなどして単位を得ることを「**単位を修得する**」といい、この「履修登録」から「成績評価を受ける」までの一連の流れを「**履修**」といいます。

2. 「単位制」とは

- 大学の学修には「**単位制**」が導入されています。「単位制」とは、卒業するためには、在学年限内に所定の「単位」を修得しなければならないという制度です。これは極めて厳格なもので、たとえ1単位であっても不足すると卒業できません。卒業に必要な単位数は、医学部看護学科（2024年度以降入学生）では、125単位の学修としています（詳細は p.15 参照）。
- 「**単位**」とは、学修の成果を量的に表したものです。授業科目を履修し、毎回の受講態度、小テスト、定期試験又はレポート、その他必要と認める学習作業の結果等によって、担当教員が当該授業科目に定める学修目標に合格したと判断したとき、所定の単位が与えられます。
- 単位数は、それぞれの授業科目ごとに定められており、大学設置基準に規定される**1単位の認定に必要な標準学修時間は「45時間の学修」**となっています。
本学では、1コマの授業が90分で構成されているため、1コマ当たり2時間ⁱ⁾の学修を提供していることとなります。また、本学の授業は、原則8回又は15回の開講となっていますので、例えば2単位(45時間×2=90時間の学修が必要)が設定されている授業科目では、30時間(2時間×15回)の授業内学修時間に加え、60時間(90時間-30時間)の授業外学修時間が必要になります。そのため、授業前の自主的な予習や授業後の復習、授業で毎回課されるレポート課題や小テストのための自習が必須になります。
- 大学では、中等教育段階（中学校・高等学校等）までと異なり、**自らの学修経験を自分自身でデザインする能力が必要**です。「シラバス」には授業科目ごとに予習・復習のための「ヒント」が掲載されていますが、どうやって学修を進めればよいか迷った場合は、授業担当教員や学年担当教員、学務課窓口まで気軽にご相談ください。

i) 単位計算上の1時間は、「45分」として扱うことになっているため、「90分」の授業は2時間扱いとなります。「単位計算上の1時間が厳密な1時間ではないのはなぜか？」について、履修要項では詳しく触れませんが、気になる方は「アカデミック・アワー」というキーワードを検索してみてください。

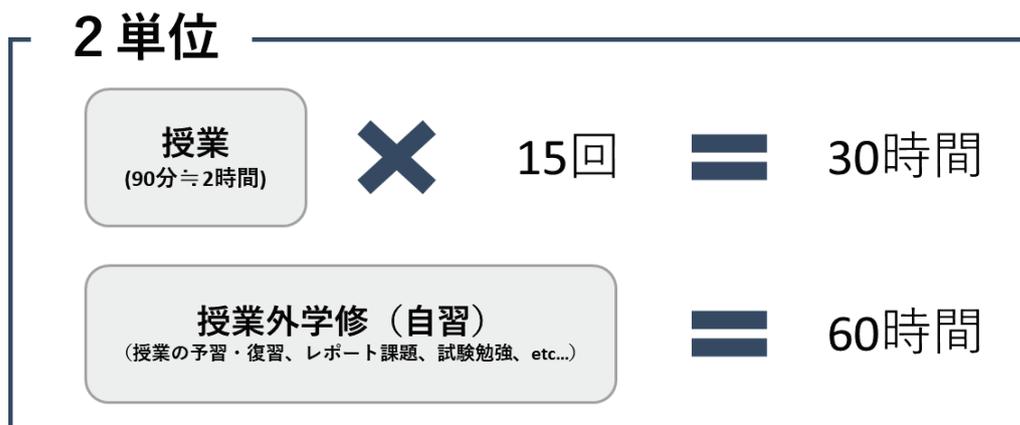


図1：「2単位」に含まれる学修の内訳

3. 授業科目の種類と配置

- 各授業科目は、卒業要件として必ず履修・修得しなければならないか否かによって、以下の3つに区分されます。

必修科目	必ず履修し、単位を修得しなければならない科目
選択必修科目	指定されたいくつかの科目の中から選択履修し、各学部・学科所定の単位数を必ず修得しなければならない科目
選択科目	自由に選択履修し、必要単位数を修得する科目

- 授業科目には、それぞれ「**配当学年**」が設定されています。「配当学年」とは、それぞれの授業科目を履修できる学年のことで、4年間の学修を系統的に行えるよう、カリキュラムに基づいて定められています。配当学年は、p.31-39「授業科目一覧」を参照してください。
- 医学部看護学科の授業は、低学年での学修内容をすでに修得していることを前提とし、その上に新たな知識を積み上げていくように授業を進めていきます。すべての授業科目が上位学年で開講される授業科目の前提知識になっていることを意識して学修してください。

4. 医学部看護学科の教育課程について

(1) カリキュラムの特徴

本学では、専門知識、技術・判断力、倫理観を授け、看護実践を行い得る総合的能力を養うことを目標とし、看護師・保健師・助産師の養成を学士課程の中で行ってきたが、文部科学省により平成 29 年 10 月に「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」が策定されたことを受けて、より高い専門的スキルを持ち、地域における多様な医療・看護のあり方に柔軟に対応できるジェネラリストとしての医療人の育成を目指すとともに、学生の適性や将来のキャリア志向に応じた多様な選択肢を提供する目的から新たに「地域医療実践力育成コース」（令和 6（2024）年度から「訪問看護コース」に名称変更）を開設することとし、平成 31（2019）年度からカリキュラムを改正した。

なお、平成 31（2019）年度入学者から適用するカリキュラムでは、下記のとおり、授業科目の区分を（1）一般教養科目、（2）外国語科目、（3）専門基礎科目、（4）専門看護科目に整理する。また、地域や産業保健等における多様なニーズに対応する保健師に必要とされる実践的な能力を身につけられるように、新たに産業保健に関する実習施設を追加し、保健師の養成に係る実習の充実を図る。

■ 一般教養科目（2024 年度以降入学者は「教養科目」）

近年、ヒト・モノの多様化・国際化が進み、多様な社会的ニーズに対応し、様々な課題を解決する力が必要になってきている。多文化共生・他文化理解に触れ、多面的な視点から社会を捉えることができる授業科目や少人数ゼミ方式による主体的学習を中心とする授業科目を配置し、科学的な見地を広げるために基盤となる教養科目の充実を図っている。なお、一部の授業科目は医学部医学科と合同で実施する。

■ 外国語科目

英語、ドイツ語、フランス語、中国語の授業科目で構成され、基本的な「読む・書く・話す」能力を習得するだけでなく、言語の背景にある文化を知り、異文化への理解を深めることを目標とする。

また、日常や医療の現場で必要となる英語でのコミュニケーション能力を養うことを目的とした「医療英語」を、臨地実習を履修する第 3 学年学生に対する後期配当授業科目として新設する。なお、講義内では TOEFL-ITP（Level 2）を受験し、さらなる英語力の向上を目指す。

■ 専門基礎科目

基礎医学に関する知識をふまえて看護学の学修が進むように第 1 学年前期から基礎医学に関する授業科目を配置する。また、将来的には、少子高齢化により地域における看護師・保健師・助産師の活躍の場が増加することが予想されるため、地域に根ざした医療人を育成する観点から地域ケアシステム論、地域保健看護学等の地域看護学関連の授業科目を重点的に配当する。

■ 専門看護科目

1. 保健師課程

地域や産業保健等における多様なニーズに対応する保健師の役割を学び、実践的な能力を修得できるよう、配当する授業科目やその授業内容を見直した。

2. 助産師課程

出生直後の新生児における異常事態への対応や合併症妊娠と新生児疾患について学ぶ授業科目を新設するとともに、地域母子保健に携わる助産師の役割と実践的な技術の修得を目指す授業科目を配当する。なお、修得単位数は 25 単位（2024 年度以降入学生）とする。

3. 看護師課程

看護師課程においては、まず基礎看護学の習熟度を高め、基礎看護学実習Ⅰ及び基礎看護学実習Ⅱの到達度の向上を図る。さらに、看護基本技術の習得を目指し、臨地実習前に看護基本技術の到達度の確認を行う授業科目や臨地実習終了後に看護実践能力をより向上させる授業科目を配当する。

また、看護師課程のみの学生を対象に、地域包括ケア時代の地域医療の担い手となる看護職を育てることを目指した「地域医療実践力育成コース」（令和 6（2024）年度から「訪問看護コース」に名称変更）を新たに開設し、地域医療への興味関心を高め、訪問看護ステーションの管理者及び訪問看護師の役割についての理解を深める授業科目を選択科目として配当する。

加えて、第 1・2 学年における倫理教育として、医療人としての相応しい人間性と今後の能動的な学習の契機を形成する科目である医学部医学科・看護学科合同の授業科目を配当するとともに、第 3・4 学年においては、医療・看護の臨床現場における倫理観を養う授業科目を配当し、倫理教育を強化する。

■ 看護学教育モデル・コア・カリキュラムへの準拠

医学部看護学科のカリキュラムは、「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」を参考にしており、モデル・コア・カリキュラムに示された教育内容・項目との対応を確認のうえ、それに準拠した授業科目・内容をカリキュラムに配当している。

※【参考 1】「看護学教育モデル・コア・カリキュラム」（文部科学省）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/078/gaiyou/1397885.htm

(2) 教育課程・修了要件・授業科目一覧

看護学科学生の教育課程・修了要件・授業科目は、入学年度によって異なります。下表を確認のうえ、自身に適用される教育課程等をご確認ください。

入学年度	教育課程	修了要件	授業科目
2024 年度以降	p.28	125 単位	p.31-33
2022・2023 年度	p.29	127 単位	p.34-36
2021 年度	p.30	124 単位	p.37-39

(3) 保健師課程・助産師課程の履修

- 保健師課程と助産師課程は、卒業要件単位数のほか追加科目として下表に示す保健師課程又は助産師課程の授業科目を履修し、各課程の修了要件単位数を修得することで、卒業時に看護師国家試験と併せて保健師国家試験または助産師国家試験の受験資格を得ることができる課程です。

入学年度	保健師課程	助産師課程
2024 年度以降	12 単位	25 単位
2022・2023 年度	12 単位	25 単位
2021 年度	12 単位	21 単位

- 第3学年次及び第2学年終了時にそれぞれ選抜を行い、合格した者のみが履修することを認められます。
なお、保健師課程と助産師課程の両方を履修することはできません。

《養護教諭2種免許の取得について》

保健師免許を取得した後、養護教諭2種免許を取得することを希望する場合は、在学中に下記に指定する8単位を履修し修得しておく必要があります。

令和6(2024)年度以降入学者

「日本国憲法」2単位、「スポーツ科学実践」・「運動科学実践」2単位、
「英語コミュニケーションⅠ」・「英語コミュニケーションⅡ」2単位、
「情報科学」2単位

平成31(2019)年度以降入学者

「法学」2単位、「スポーツ科学実践」・「運動科学実践」2単位、
「英語実習Ⅰa」・「英語実習Ⅰb」2単位、「情報科学」2単位

(4) 訪問看護コース(令和5(2023)年度以前は「地域医療実践力育成コース」)

- 訪問看護コースは、在宅医療に欠かせない訪問看護師の育成を目指し、訪問看護師に必要な知識、技術、看護実践、多職種連携を学び実践力を養うコースで、通常の卒業要件単位に加え、訪問看護コース科目6単位の履修が必要となります。
- 第3学年次に選抜を行い、合格した者のみが履修することを認められます。

(5) 数理・データサイエンス・AI 教育プログラム

- 近年、ビッグデータの利活用、バイオインフォマティクス、画像診断、病理診断など、最新の医学・医療の分野においても、数学・統計学・データサイエンス・情報科学・AI・機械学習の理論や技術等が応用されています。医学部の学生が将来医療現場に出たとき、これらの理論・技術を正しく理解することで、活用の幅が広がると共に、新しい医療技術を生み出すことが期待されていると言えるでしょう。
- これらの状況を受け、本学医学部教育の正規課程においては、学生の数理・データサイエンス・AI への関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AI を適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として、数理・データサイエンス・AI に関する知識及び技術について体系的な教育を企画しています。
- なお、詳細なカリキュラムは以下の HP においてそれぞれ公開していますが、すべて正課課程の必修科目となっていますので、卒業と同時に修了することが可能となっています。
- また、以下の教育プログラムのうちリテラシーレベルのプログラム（「医療人育成を目指した数理・データサイエンス・AI 教育プログラム」）は、令和 3 年 8 月内閣府・文部科学省・経済産業省により、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（リテラシーレベル）」に認定されています。

レベル	詳細
リテラシーレベル	https://www.shiga-med.ac.jp/education-and-support/distinctive-programs#suuri
応用基礎レベル	https://www.shiga-med.ac.jp/education-and-support/education/math-ds-ai

MDASH
Literacy

Approved Program for Mathematics,
Data science and AI Smart Higher Education

認定期限：2026 年 3 月 31 日

II. 履修について

1. 履修計画の立案について

- 大学では、各学生がカリキュラムにそって履修計画を立て、受講したい科目を選択します。履修登録は、学生用 Web サービスから行いますので、教務ガイダンスの説明や「履修の手引き」を参考にして履修期間の間に各自で登録作業を行ってください。
(必修科目は予め登録された状態となっています)
- カリキュラムについてよく理解のうえ、下記(1)~(3)にそって履修計画を立ててください。登録されていない授業科目は履修できません。

(1) 当該年次の配当授業科目を確認する。

p.31-39 に掲載する「授業科目一覧」によって自らが在籍する学年に配当された授業科目を確認してください。

(2) 各授業科目の講義内容を確認する。

『講義概要 (シラバス)』(学生用 Web サービスの「Web シラバス > シラバス検索」からアクセス可能) から、各授業の詳しい授業計画をよく確認してください。

(3) 学生用 Web サービスから履修登録を行う。

まずは、自分の履修時間割にすべての必修科目が表示されているかを確認してください。選択科目については、p.31-39 に掲載する「授業科目一覧」に示すとおり、各学年で履修を要する単位数が定められていますので、よく確認して履修計画を立ててください。

なお、「授業科目一覧」以外に、環びわ湖大学・地域コンソーシアム及び放送大学が提供する単位互換対象授業科目から授業科目を選択することもできます。詳細は後述の「2. 単位互換制度」をご確認ください。

また、単位互換対象授業科目を含めて履修登録できる科目数には上限がありますので、後述の「4. キャップ制」を確認してください。

※第3学年以上は、すべての履修科目が必修科目になるため、個人の履修登録は不要です。

《履修登録の変更》

履修登録した授業科目について、諸般の事情により履修登録を変更する必要があるときは、履修確認・変更期間内に限り、「履修登録変更届」の提出によって変更することができます。ただし、単位互換制度により履修登録した授業科目については、履修を変更することはできません。詳細な手続きは年度ごとに通知します。

2. 単位互換制度について

本学と単位互換協定を締結した大学（放送大学、環びわ湖大学・地域コンソーシアム）において、この制度により修得した単位は、本学の単位として認定されます。

ただし、**卒業に必要な単位として認定される単位は2科目4単位まで**としていますので、別途通知される要項を熟読してください。

3. 既修得単位等の認定

本学では学則第40条、第41条及び第42条により、**他の大学、短期大学又は大学以外の教育施設において修得した単位等を5科目10単位までの範囲で卒業に必要な単位として認定できる**制度があります。申請時期は毎年3月下旬頃としていますので、予め申請に必要な次の書類を用意しておいてください。

- ・単位認定申請書（HPからダウンロード）
- ・単位等を修得したことがわかる成績証明書等
- ・単位等を修得した授業科目等の講義概要等

4. キャップ制について

- 「キャップ制」とは、大学設置基準第27条の2（「大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。」）に基づく制度であり、「1単位あたりの学修時間を前提にした際に1年間に履修できる上限単位」を超えた履修をすることにより、学生が修得する単位数と学修時間に相違が生じないようにすることを目的とした制度です。
- 本学医学部看護学科では、2021年度以降入学生の第1・2学年において以下のとおり上限単位数を設定していますので、履修の際にはこれに注意して履修計画を立ててください。

（2024年度以降入学生）

学年	履修上限単位数
第1学年	46単位（必修40.5単位+選択5単位）
第2学年	46単位（必修38.5単位+選択7単位）

（2022年度以降入学生）

学年	履修上限単位数
第1学年	42単位（必修36単位+選択6単位）
第2学年	52単位（必修43単位+選択9単位）

Ⅲ. 授業について

1. 授業時間・欠席の取扱い等

(1) 授業期間・授業時間

- 授業は、「前期」「後期」の2学期に分けて開講され、授業・試験の大まかな日程は「学年暦」(p.10-11)に記載のとおりです。
- 授業時間は、下表のとおりとし、各開講時間に開講している授業科目の一覧(授業時間割)は p.40-41 に掲載しています。

	授業時間 (全学年)
1 限目	8:50~10:20
2 限目	10:30~12:00
昼休み	
3 限目	13:00~14:30
4 限目	14:40~16:10
5 限目	16:20~17:50

(2) 授業教室

各授業科目のシラバスや、「学生用 Web サービス」上で確認できるスクールカレンダーに掲載されています。授業教室が変更になる場合は、随時「学生ポータルサイト」及び「学内メール」で伝達しますので、毎日必ず確認してください。

(3) 休講・補講

授業が休講になる場合は、「学生ポータルサイト」及び「学内メール」で伝達します。

休講情報がないにもかかわらず、授業開始から20分以上経過しても担当教員が来ない場合は、学務課学部教育支援係に問合せてください。

また、休講となった授業に対しては、補講を行います。補講に関する情報は、授業担当者からの連絡、又は「学生ポータルサイト」及び「学内メール」で伝達しますので随時確認してください。

(4) 授業の欠席

本学では、特定の理由による欠席を認める「**公欠制度**」は**設けておりません**。ケガ・病気・学校感染症による出席停止・忌引きなどで授業を欠席する場合は、当日、又は次回の授業時に欠席理由が把握できるものを直接担当教員に提示又は説明し、指示を受けてください。

なお、欠席が1週間以上の長期的な場合は、学務課学部教育支援係(077-548-2068・2069)へ連絡を入れたうえで、本学HPに掲載する「欠席届」に必要事項等を記入のうえ、提出してください(欠席届の提出は後日でも構いません。)

2. 非常時・緊急時における授業・試験の取扱い

- 台風等の異常気象時や非常時における授業（講義、演習、実習等。以下同じ。）、試験の取扱いは、原則として次のとおりです。

(1) 特別警報又は暴風警報が発せられた場合

滋賀県南部に特別警報又は暴風警報（以下「警報」という。）が発令された場合は、授業、試験を休止します。

ただし、午前6時までに警報が解除された場合は、当日の午前から平常どおり授業、試験を実施します。また、午前10時までに警報が解除された場合は、当日の午後から授業、試験を実施します。午前10時を過ぎても警報が解除されない場合は、当日の授業、試験をすべて休止します。

(2) 交通機関が運休・遅延した場合

JR 西日本・琵琶湖線が災害等により全面運休した場合及び同線が運行している場合においても京都以西の全ての交通機関が運休した場合は、授業、試験を休止します。

ただし、午前6時までに交通機関が運行された場合は、当日の午前から平常どおり授業、試験を実施します。また、午前10時までに交通機関が運行された場合は、当日の午後から授業、試験を実施します。午前10時を過ぎても交通機関が運行されない場合は、当日の授業、試験をすべて休止します。なお、交通機関が運行している場合においても、交通機関の遅延などにより教員及び多数の学生が授業、試験の開始時刻に遅れることが見込まれる場合には、「学生ポータルサイト」及び「学内メール」で伝達したうえで、授業、試験の開始時刻を変更することがあります。

(3) 臨床（臨地）実習等における学外施設訪問時の取扱い

実習（訪問）先の指導者と相談のうえ、帰学、一時待機、宿泊等を決定し、「災害・事件・事故等の危機管理体制（学生用）」により大学へ連絡してください。

(4) その他

上記のほか、緊急時等のやむを得ない場合は、学長の判断により措置します。
なお、休止となった授業、試験の取り扱いについては、別途通知します。

IV. 試験・レポートについて

1. 定期試験の種別

試験種別	説明
定期試験	授業科目の修得認定審査のため、学期末に期間を定めて実施する試験
追試験	病気その他やむを得ない事由により定期試験又は再試験を欠席した者であって、「追試験願」により正当な理由と認められた者に対して行う試験
再試験	定期試験又は定期試験の追試験において不合格となった者に対して行う試験

* 表に掲げる試験のほか、担当教員は中間試験を随時行うことができる。

2. 定期試験の受験上の注意

- (1) 試験日程は、学期ごとに通知するため、万が一試験科目が同時刻に重複する者は、学務課学部教育支援係へ申し出てください。
- (2) 試験の欠席については、やむを得ない場合を除き、必ず学務課学部教育支援係（077-548-2068・2069）と授業担当教員へ連絡してください。
- (3) 試験開始 20 分以後の遅刻者は、試験室への入室を許可しません。
- (4) 試験開始 20 分以上経過するまでは、試験室からの退室を許可しません。
- (5) 試験室では、各自の指定された席についてください。
- (6) 特に持ち込みを許可された場合を除き、筆記用具以外のものを机の上においてはけません。
- (7) 定期健康診断を受けなかった者は、学生健康診断規程第 7 条の規定に基づき、その年度の試験を受けることができません。
- (8) 万が一不正行為があれば、後述の「4. 不正行為」に記載のとおり厳重に処分します。

3. 追試験・再試験の受験

- 追試験を受けようとする者は、原則として該当する試験の実施日から 1 週間以内に定期試験を受験できなかった事由を証明する書類を付して「追試験願」を学務課へ提出してください。

事由	証明書類
病気	医師の診断書等（通院・入院・安静期間などの記載のあるもの）
忌引 ※法事は含まない	・死亡に関する公的証明書 ・葬儀に参列したことを示す会葬礼状（日付が明記されているもの）
就職試験	就職試験の受験を証明するもの（受験票では不可）
自然災害	官公庁による被災証明書
交通関係（遅延）	交通機関などの証明書（通学路線に限る。）

- 必修科目の定期試験に不合格であった者に対しては、再試験が行われます。再試験の該当者及び試験日程については、「学生用 Web サービス」及び「学内メール」にて通知しますので、各自で確認のうえ受験してしてください。再試験の評価は、進級判定終了後に発表されます。
- **各学年所定の授業科目を合格又は修了しなければ、次学年に進級できなくなります。**進級・留年に関する詳細は、「国立大学法人滋賀医科大学医学部看護学科授業科目の試験及び進級取扱内規」を熟読してください。

4. 不正行為

- 試験に際し、自己又は他人のために不正行為を行った者に対しては、不正行為の内容・程度に応じて「当該試験科目を不合格」、「学期又は学年の試験をすべて無効」、「懲戒処分（退学 or 停学 or 訓告）」など嚴重に処分します。

不正行為一覧
① 試験監督者の指示に従わないこと。
② カンニングをすること。 (カンニングペーパー・許可された以外の参考書・他の学生の答案等を見ること。)
③ 許可された物以外を使用して問題を解くこと。
④ 携帯電話の携行や、監督者が認めた物以外の物品を机上又は机中に置くこと。
⑤ 試験中に監督者の許可なく解答用紙のほか物品・ノート等を貸借すること。
⑥ 机上等への書込みを行うこと。
⑦ 身代わり受験を行うことや、他の学生に答えを教えること。
⑧ 他の学生の迷惑となる行為をすること。
⑨ その他、試験の公平性を損なう可能性のある行為をすること。

- なお、レポートの剽窃（コピー＆ペースト、不適切な引用）についても同様の取扱いとなります。**他人の発言や文章に拠った場合は、必ず引用元を記載**してください。そうでない場合は、剽窃（他人の文章を盗むこと）と判断され、不正行為となりますので、ご注意ください。

V. 成績評価について

1. 成績評価の基準

各授業科目の単位は、実習科目を除き、主として試験の成績により与えられ、次の5種の評語により表わし可以上を合格とします。

秀 (90~100点)、優 (80~89点)、良 (70~79点)、可 (60~69点)、不可 (60点未満)

2. GPA 制度

- 学生の学修意欲の増進及び学修成果の明確化、並びに教員による学生への学習指導の促進を図り、教育の質の向上を果たすことを目的として、GPA 制度を導入しています。
- GPA とは、成績の評価に係る5種の評語に対してそれぞれ4~0のGrade Point (成績評価値。以下「GP」という。)を付与し、それをもって計算した各学生の履修科目の成績評価に係るGPの総和を基に算出した、1単位あたりの平均値です。

$$\text{GPA} = \frac{\text{履修登録した授業科目のうち算出対象科目の「成績評価に係るGP} \times \text{単位数」の総和}}{\text{履修登録した授業科目のうち算出対象科目の「配当単位数 (換算単位数含む)」の総和}}$$

- 成績の評価に係る5種の評語に対してそれぞれ付与するGPは、次のとおりとします。

成績評価			GP
素点	評語 (和文)	評語 (英文)	
90~100点	秀	A ⁺	4
80~89点	優	A	3
70~79点	良	B	2
60~69点	可	C	1
~59点	不可	F	0

《GPAの算出対象科目について》

GPAの算出対象科目は、本学において開講するすべての授業科目及び単位互換制度により履修可能なすべての授業科目とします。ただし、履修確認・変更期間内に履修取消を行った科目及び次の授業科目は算出対象科目には含みません。

1. 成績を「合格」で評価する科目
2. 他大学等で修得した単位であって、本学の単位として「認定」した科目
3. その他特別の事情により対象に含まないことを学部教育部門会議にて決定し、予め学生へ通知した科目

《再履修した授業科目の取り扱いについて》

留年等の理由により再履修した授業科目であって、当該科目が算出対象科目である場合は、過去に得た成績の評価も GPA の算出に含めます。

3. 成績の通知

- 学生個人の成績は、学生用 Web サービスにて通知しますので各自でご確認ください。
- 学生への GPA の通知は、学生用 Web サービス及び学業成績通知書にて行います。
なお、GPA は、進級・卒業の要件としては定めません

4. 成績評価に係る異議申し立て

- 成績評価に係る異議は、次のいずれかに該当する場合に限り、申し立てることができます。
 - ① 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りと思われるもの。
 - ② シラバス等によりあらかじめ周知している成績評価の方法から、明らかに逸脱した評価であると思われるもの。
- 次のいずれかに該当する場合は、異議を申し立てることはできません。
 - ① 成績評価の理由や根拠についての異議を含むもの。
 - ② 進級判定や卒業判定の結果を覆すことを主たる目的とするもの。
 - ③ その他自己都合によるもの。
- 異議申し立ての手続きは、次のとおりです。
 - ① 成績評価に係る異議を申し立てようとする者は、当該成績評価が開示された日の翌日から原則として3日以内に、「成績評価に係る異議申立書（様式）」を学務課学部教育支援係へ提出してください。
 - ② 異議申し立てへの回答に対して、再度異議を申し立てることはできません。

VI. 学籍について

■ 修業年限

医学部看護学科の修業年限は、4年とする。

■ 在学年限

医学部看護学科の在学は、8年を超えることができない。ただし、第1年次及び第2年次並びに第3年次及び第4年次の各2学年において在学できる年限は、それぞれ4年を超えることができない。

■ 休学

- ・休学期間は1年以内とするが、特別の理由がある場合は1年を限度としてその期間を延長することができる。休学を希望する者は「休学願」を、休学期間の延長を希望する者は「休学延長願」を別途通知する期間中に学務課まで提出すること。
- ・休学期間は通算して4年を超えることができない。
- ・休学期間は、在学期間に算入せず、授業料の支払義務は生じない。

■ 復学

休学期間内に復学しようとするときは、「復学願」に休学の事由を阻却する証明書等（診断書等）学長の許可を受けなければならない。

■ 退学

退学を希望する者は、「退学願」にてその事由を申し出、学長の許可を受けなければならない。願出は、遅くとも退学希望月の1ヶ月前までに提出することとし、学年担当教員や学務課に事前相談すること。

■ 除籍

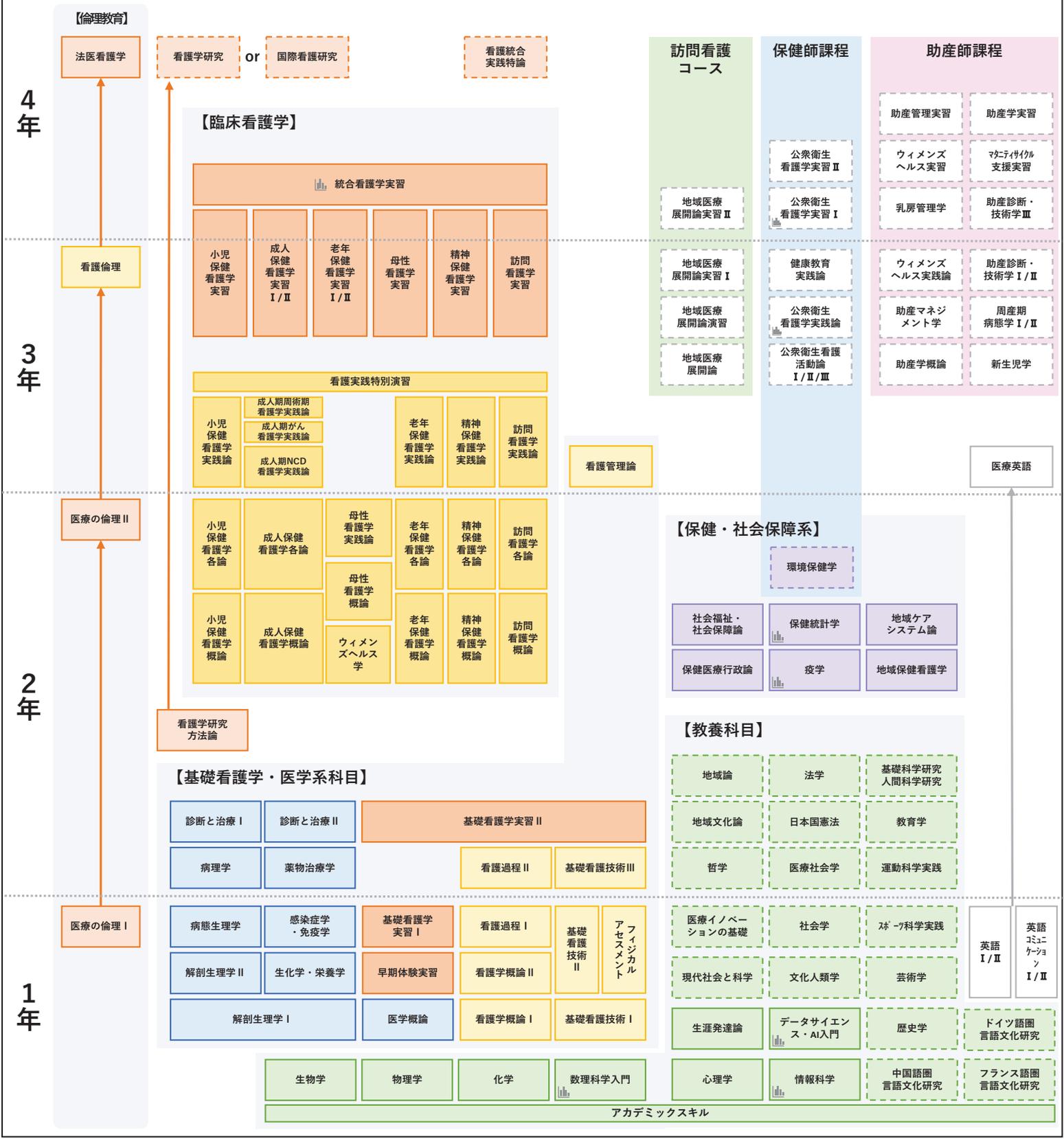
次に示す者は、教授会の議を経て、学長が除籍する

- (1) 入学料の減免を申請した者のうち、減免が不許可になった者又は一部免除が許可になった者で、入学料を所定の期日までに納付しない者
- (2) 入学料の徴収猶予を申請した者のうち、徴収猶予が許可若しくは不許可になった者で、入学料を所定の期日までに納付しない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 在学年限を超えてなお成業の見込みのない者
- (5) 休学上限期間を超えてなお修学できない者
- (6) 長期間にわたる行方不明等により、成業の見込みのない者

滋賀医科大学医学部看護学科 履修系統図 (2024年度以降入学者)

ディプロマ
ポリシー

- 1. プロフェッショナリズム
- 2. 看護学の知識と技術
- 3. 課題対応能力と看護実践能力
- 4. コミュニケーションと多職種連携
- 5. 地域医療への貢献
- 6. 科学的探究心と国際的視野
- 7. 情報・科学技術の活用
- 8. 生涯にわたって自律的に学ぶ姿勢



凡例

- 教養科目
- 外国語科目
- 専門基礎科目 I (医学系)
- 専門基礎科目 II (保健・社会保障)
- 専門看護科目 I (基礎看護学)
- 専門看護科目 II (臨床看護学)
- 専門看護科目 III (統合と実践)
- 専門看護科目 (実習)
- 実線：必修科目
- 破線：選択科目
- 📊：「数理・DS・AI時代の医療人育成教育プログラム」対象科目

教育課程(令和6年度以降入学者用)

第1学年		第2学年		第3学年		第4学年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
アカデミック・スキル	データサイエンス・AI入門	★教育学 ★日本国憲法	★地域論	医療英語			法医看護学
生物学	生涯発達論 社会学	法学 ★地域文化論	医療社会学 哲学	看護倫理	看護管理論	地域医療展開論*1*3	母性看護学実習 看護統合実践特論
物理学	英語II 英語コミュニケーションII		社会福祉・社会保障論	成人期NCD看護実践論			小児保健看護学実習
化学	スポーツ科学実践	運動科学実践*1	地域保健看護学 地域ケアシステム論	成人期がん看護実践論 成人期周術期看護実践論			
数理科学入門			保健統計学	老年保健看護学実践論			成人保健看護学実習I
情報科学		★基礎科学研究	環境保健学*1	小児保健看護学実践論		公衆衛生看護学実践論*1	
ドイツ語圏言語文化研究		★人間科学研究	成人保健看護学各論	精神保健看護学実践論			
フランス語圏言語文化研究		病理学 薬物治療学	老年保健看護学各論 小児保健看護学各論	訪問看護学実践論			
中国語圏言語文化研究				看護実践特別演習		健康教育実践論*1	成人保健看護学実習II
★現代社会と科学			母性看護学実践論	公衆衛生看護学活動論I*1			
心理学	解剖生理学II	病態生理学	診断と治療I	公衆衛生看護学活動論II*1	公衆衛生看護学活動論III*1		老年保健看護学実習I
★歴史学			診断と治療II	助産学概論*2	新生児学*2		老年保健看護学実習II
★文化人類学				助産マナジメント学I*2			
★歴史学	生化学・栄養学	保健医療行政論	精神保健看護学各論	訪問看護学概論	訪問看護学各論	助産学II*2	精神保健看護学実習
★文化人類学				訪問看護学概論	訪問看護学各論	助産学II*2	
★芸術学		感染症学・免疫学	疫学	看護学研究			
★医療イノベーションの基礎				看護学研究			
解剖生理学I	フィジカルアセスメント	成人保健看護学概論	看護学研究	助産マナジメント学I*2			
	看護学概論II	看護過程I	老年保健看護学概論 小児保健看護学概論				
★医学概論	★早期体験実習	★医療の倫理I	★基礎看護学実習I				
看護学概論I	基礎看護技術I	★基礎看護学実習I	★医療の倫理II				
		看護過程II	基礎看護技術III				
			基礎看護学実習II				
						地域医療展開論実習I*3	統合看護学実習
							地域医療展開論実習II*3
							看護学研究 国際看護研究
							公衆衛生看護学実習I*1
							公衆衛生看護学実習II*1
							助産学実習*2
							乳房管理学*2
							助産学実習*2
							マタニティサイクル支援実習*2
							ウィメンズヘルス実習*2
							助産管理実習*2

- 【備考】 1. 印は、自習、実習準備、補講及び課外活動等に充当する時間を示す。
 2. ★印は、医学科との合同授業科目である。
 3. *1は、保健師課程を選択した学生対象の授業科目
 4. *2は、助産師課程を選択した学生対象の授業科目
 5. *3は、訪問看護コースを選択した学生対象の授業科目

教育課程(令和4年度入学用)

第1学年			第2学年			第3学年			第4学年		
前期	後期		前期	後期		前期	後期		前期	後期	
生物学	アカデミック・スキル		臨床心理学		★地域論	看護倫理	看護管理論	医療英語	母性看護学実習		法医学看護学
生命活動の物理学	医療社会学		★教育学	病態生理学特論		成人期NCD看護実践論		地域医療展開論*1*3			看護統合実践特論
生命活動の化学	心理学		★法学	社会福祉・社会保障論				地域医療展開論演習*3	小児保健看護学実習		
ランダム現象の数理	スポーツ科学実践		家族社会学	地域保健看護学	地域ケアシステム論	成人期がん看護実践論					
生涯発達論	英語 I b		哲学	保健統計学		成人期周術期看護実践論					
情報科学	英語実習 I b		★地域文化論	環境保健学*1		老年保健看護学実践論		公衆衛生看護学実践論*1	成人保健看護学実習 I		
★現代社会と科学	ドイツ語 b		運動科学実践*1	成人保健看護学各論							
社会学	フランス語 b		★基礎科学研究	老年保健看護学各論	小児保健看護学各論	小児保健看護学実践論					
★芸術学	中国語 b							健康教育実践論*1	成人保健看護学実習 II		
★歴史学	解剖生理学 II		★人間科学研究			精神保健看護学実践論					
★文化人類学				精神保健看護学各論					助産診断・技術学 I *2	老年保健学実習 I	
★医療イノベーションの基礎	病理学	感染症学・免疫学	生化学・栄養学	訪問看護学概論	訪問看護学各論	訪問看護学実践論					
英語 I a	フィジカルアセスメント		薬物治療学	看護学研究方法論				助産診断・技術学 II *2	老年看護学実習 II		
英語実習 I a	看護学概論 II	看護過程 I					看護実践特別演習				
ドイツ語 a	基礎看護技術 II		診断と治療 I				公衆衛生看護活動論 I *1			精神保健看護学実習	
フランス語 a	★医療の倫理 I		診断と治療 II				公衆衛生看護活動論 II *1	公衆衛生看護活動論 III *1	ウィメンズヘルズ実践論*2	訪問看護学実習	
中国語 a	★基礎看護学実習 I		保健医療行政論					助産学概論*2	新生児学*2		
解剖生理学 I			疫学					周産期病態学 I *2	周産期病態学 II *2	地域医療展開論実習 I *3	統合看護学実習
★医学概論	看護学概論 I		看護過程 II					助産マナジメント学 I *2			
基礎看護技術 I			基礎看護技術 III								
★早期体験実習			成人保健看護学概論								
			老年保健看護学概論	小児保健看護学概論							地域医療展開論実習 II *3
			ウィメンズヘルズ学	母性看護学概論							
			精神保健看護学概論								
			★医療の倫理 II							看護学研究 国際看護研究	
			基礎看護学実習 II							公衆衛生看護学実習 I *1	公衆衛生看護学実習 II *1
										助産診断・技術学 III *2	
										乳房管理学 *2	
										助産学実習*2	
										マタニティサイクル支援実習*2	
										ウィメンズヘルズ実習*2	
										助産管理実習*2	

- 【備考】
1. 印は、自習、実習準備、補講及び課外活動等に充当する時間を示す。
 2. ★印は、医学科との合同授業科目である。
 3. *1は、保健師課程を選択した学生対象の授業科目
 4. *2は、助産師課程を選択した学生対象の授業科目
 5. *3は、地域医療実践力育成コースを選択した学生対象の授業科目

看護学科教育課程授業科目一覧

令和6（2024）年度以降入学者用

区分	授業科目	単位数		履修年次								授業形態			修得すべき科目及び単位数等
				1学年		2学年		3学年		4学年		講義	演習	実習	
				前	後	前	後	前	後	前	後				
教養科目	アカデミックスキル	1		●									○	○	必修科目15単位
	生物学	2		●									○		
	物理学	2		●									○		
	化学	2		●									○		
	数理学入門	2		●									○		
	情報科学	2		●									○	○	
	データサイエンス・AI入門	2			●								○	○	
	心理学	1		●									○		
	生涯発達論	1			●								○		
	計	15	0	12	3	0	0	0	0	0	0				
	現代社会と科学		1	●									○		8単位以上 ただし、4単位以上は第2学年配当の選択科目の中から修得しなければならない。 なお、基礎科学研究と人間科学研究、及びドイツ語圏言語文化研究、フランス語圏言語文化研究、中国語圏言語文化研究の重複履修は認めない。 ただし、保健師課程を選択する者は運動科学実践は必修
	社会学		1		●								○		
	医療社会学		1				●						○		
	教育学		1			●							○		
	日本国憲法		2			●							○		
	法学		1			●							○		
	芸術学		1	●									○		
	歴史学		1	●									○		
	文化人類学		1	●									○		
	哲学		1				●						○		
地域文化論		1			●							○			
地域論		2				●						○			
ドイツ語圏言語文化研究		2		●								○	○		
フランス語圏言語文化研究		2		●								○	○		
中国語圏言語文化研究		2		●								○	○		
スポーツ科学実践		1			●							○			
運動科学実践*1		1				●						○			
基礎科学研究		2				●						○			
人間科学研究		2				●						○			
医療イノベーションの基礎		1	●									○			
計		0	27	13	10	4	0	0	0	0					
外国語科目	英語Ⅰ	1		●									○		必修科目5単位
	英語Ⅱ	1			●								○		
	英語コミュニケーションⅠ	1		●									○		
	英語コミュニケーションⅡ	1			●								○		
	医療英語	1						●					○		
計	5	0	2	2	0	0	1	0	0	0					
専門基礎科目Ⅰ	医学概論	1		●									○		必修科目20単位
	解剖生理学Ⅰ	4		●									○		
	解剖生理学Ⅱ	2			●								○		
	生化学・栄養学	2			●								○		
	病態生理学	2			●								○		
	感染症学・免疫学	1			●								○		
	病理学	1				●							○		
	薬物治療学	1				●							○		
	診断と治療Ⅰ	4				●							○		
診断と治療Ⅱ	2					●						○			
計	20	0	5	7	6	2	0	0	0	0					
専門基礎科目Ⅱ	保健医療行政論	1				●							○		必修科目9単位以上 ただし、保健師課程を選択する者は環境保健学は必修
	社会福祉・社会保障論	2					●						○		
	地域保健看護学	1					●						○		
	地域ケアシステム論	1					●						○		
	疫学	2				●							○	○	
	保健統計学	2					●						○	○	
	環境保健学*1	1					●						○		
計	9	1	0	0	3	7	0	0	0	0					

令和6（2024）年度以降入学者用

区分	授業科目	単位数		履修年次								授業形態			修得すべき科目及び単位数等
				1 学年		2 学年		3 学年		4 学年		講義	演習	実習	
		必修	選択	前	後	前	後	前	後	前	後				
I	フィジカルアセスメント	2			●								○	○	
	看護学概論Ⅰ	1		●									○		
	看護学概論Ⅱ	1			●								○		
	看護倫理	1						●					○		
	看護管理論	1						●					○		
	看護過程Ⅰ	1			●								○		
	看護過程Ⅱ	1				●							○	○	
	基礎看護技術Ⅰ	1		●									○	○	
	基礎看護技術Ⅱ	1			●								○	○	
	基礎看護技術Ⅲ	1				●							○	○	
	計	11	0	2	5	2	0	2	0	0	0				
II	成人保健看護学概論	2				●							○		
	成人保健看護学各論	2					●						○		
	成人期NCD看護実践論	2						●						○	
	成人期がん看護実践論	1						●						○	
	成人期周術期看護実践論	1						●						○	
	老年保健看護学概論	1				●							○		
	老年保健看護学各論	1					●						○		
	老年保健看護学実践論	2						●						○	
	小児保健看護学概論	1				●							○		
	小児保健看護学各論	1					●						○		
	小児保健看護学実践論	2						●						○	
	ウイメンズヘルス学	1				●							○		
	母性看護学概論	1				●							○		
	母性看護学実践論	2					●							○	
	精神保健看護学概論	1				●							○		
	精神保健看護学各論	1					●						○		
	精神保健看護学実践論	2						●						○	
	訪問看護学概論	1					●						○		
	訪問看護学各論	1					●						○		
訪問看護学実践論	2						●						○		
計	28	0	0	0	7	9	12	0	0	0					必修科目 28単位
III	医療の倫理Ⅰ	0.5			●								○		
	医療の倫理Ⅱ	0.5				●							○		
	法医学看護学	1								●			○		
	看護実践特別演習	1						●					○	○	
	看護統合実践特論	1	1							●			○	○	
	看護学研究方法論	1					●						○		
	看護学研究	2								●					
	国際看護研究	2								●					
計	4	5	0	0.5	0.5	1	1	0		6					必修科目を含む6単位以上 ・看護学研究、国際看護研究のうち2単位選択必修 ・看護統合実践特論は看護師課程のみの学生対象の授業科目
実習	早期体験実習	1		●											○
	基礎看護学実習Ⅰ	1			●										○
	基礎看護学実習Ⅱ	2				●									○
	母性看護学実習	2							●						○
	小児保健看護学実習	2							●						○
	成人保健看護学実習Ⅰ	4							●						○
	成人保健看護学実習Ⅱ	2							●						○
	老年保健看護学実習Ⅰ	1							●						○
	老年保健看護学実習Ⅱ	2							●						○
	精神保健看護学実習	2							●						○
	訪問看護学実習	2							●						○
統合看護学実習	2								●					○	
計	23	0	1	1	2	0			19						必修科目 23単位以上
合計	113	33	43.5	54.5	47										125単位以上修得

令和6（2024）年度以降入学者用

区分	授業科目	単位数		履修年次								授業形態			修得すべき科目及び単位数等	
				1学年		2学年		3学年		4学年		講義	演習	実習		
				前	後	前	後	前	後	前	後					
* 1 保健師課程	公衆衛生看護活動論Ⅰ	2						●					○			保健師課程を選択する場合 必修科目12単位 ただし、運動科学実践、環境保健学、地域医療展開論の履修も必須。
	公衆衛生看護活動論Ⅱ	1						●					○			
	公衆衛生看護活動論Ⅲ	1						●					○			
	公衆衛生看護学実践論	2							●					○		
	健康教育実践論	1								●				○		
	公衆衛生看護学実習Ⅰ	4									●				○	
	公衆衛生看護学実習Ⅱ	1										●			○	
計	12	0	0	0	0	0	0	4	3	5						
* 2 助産師課程	助産学概論	1						●					○			助産師課程を選択する場合 必修科目25単位
	新生児学	1						●					○			
	助産診断・技術学Ⅰ	2							●					○		
	助産診断・技術学Ⅱ	1							●					○		
	助産診断・技術学Ⅲ	3								●				○		
	乳房管理学	1									●			○		
	周産期病態学Ⅰ	1						●						○		
	周産期病態学Ⅱ	1						●						○		
	ウイメンズヘルス実践論	1							●					○		
	助産マネジメント学	1							●					○		
	助産学実習	8									●				○	
	マタニティサイクル支援実習	2										●			○	
	ウイメンズヘルス実習	1										●			○	
助産管理実習	1											●		○		
計	25	0	0	0	0	0	0	5	4	16						
* 3 訪問看護	地域医療展開論*1	1								●				○	○	訪問看護コースを選択する場合 必修科目6単位
	地域医療展開論演習	1								●					○	
	地域医療展開論実習Ⅰ	1								●					○	
	地域医療展開論実習Ⅱ	3									●				○	
計	6	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0					

- *1 保健師課程を選択した学生の授業科目
- *2 助産師課程を選択した学生対象の授業科目
- *3 訪問看護コースを選択した学生対象の授業科目

(注) 各学年の年間履修登録単位数の上限を1年次46単位、2年次46単位（放送大学、環びわ湖大学・地域コンソーシアム等開設の単位互換対象授業科目を含む。）とする。

区分	授業科目	単位数		履修年次								授業時間数	修得すべき科目及び単位数等	
				1学年		2学年		3学年		4学年				
		必修	選択	前	後	前	後	前	後	前	後			
一般教養科目Ⅰ	生物学	2		2									30	必修科目14単位
	生命活動の物理学	2		2									30	
	生命活動の化学	2		2									30	
	ランダム現象の数理	2		2									30	
	生涯発達論	2		2									30	
	情報科学	2		2									30	
	アカデミック・スキル	1			1								15	
	臨床心理学	1				1							15	
計	14	0	12	1	1	0	0	0	0	0	0			
一般教養科目Ⅱ	現代社会と科学		2	2									30	10単位以上 ただし、5単位以上は第2学年配当の選択科目の中から修得しなければならない。 なお、基礎科学研究と人間科学研究の重複履修は認めない。 ただし、保健師課程を選択する者は運動科学実践は必修
	社会学		2	2									30	
	医療社会学		2		2								30	
	教育学		2			2							30	
	法学		2			2							30	
	芸術学		2	2									30	
	歴史学		2	2									30	
	心理学		1		1								15	
	文化人類学		2	2									30	
	家族社会学		1			1							15	
	哲学		2			2							30	
	地域文化論		2			2							30	
	地域論		2				2						30	
	スポーツ科学実践		1		1								30	
	運動科学実践*1		1			1							30	
基礎科学研究		2			2							60		
人間科学研究		2			2							60		
医療イノベーションの基礎		2		2								30		
計	0	32	12	4	14	2	0	0	0	0	0			
外国語科目	英語Ⅰa	1		1									30	必修科目を含む7単位以上 ドイツ語bを履修するためには、ドイツ語aを履修していなければならない。 フランス語bを履修するためには、フランス語aを履修していなければならない。 中国語bを履修するためには、中国語aを履修していなければならない。
	英語Ⅰb	1			1								30	
	英語実習Ⅰa	1		1									30	
	英語実習Ⅰb	1			1								30	
	医療英語	1						1					15	
	ドイツ語a		1	1									30	
	ドイツ語b		1		1								30	
	フランス語a		1	1									30	
	フランス語b		1		1								30	
	中国語a		1	1									30	
中国語b		1		1								30		
計	5	6	5	5	0	0	0	1	0	0	0			
専門基礎科目Ⅰ	解剖生理学Ⅰ	2		2									30	必修科目18単位
	解剖生理学Ⅱ	2			2								60	
	病理学	1			1								15	
	感染症学・免疫学	1			1								15	
	生化学・栄養学	2				2							30	
	薬物治療学	1				1							15	
	診断と治療Ⅰ	4				4							60	
	診断と治療Ⅱ	2				2							30	
	病態生理学特論	2					2						30	
	医学概論	1		1									15	
計	18	0	3	4	9	2	0	0	0	0	0			
専門基礎科目Ⅱ	保健医療行政論	1				1							15	必修科目9単位以上 ただし、保健師課程を選択する者は環境保健学は必修
	社会福祉・社会保障論	2					2						30	
	地域保健看護学	1					1						15	
	地域ケアシステム論	1					1						15	
	疫学	2					2						30	
	保健統計学	2					2						30	
	環境保健学*1	1		1			1						15	
計	9	1	0	0	3	7	0	0	0	0	0			

区分	授業科目	単位数		履修年次								授業時間数	修得すべき科目及び単位数等	
				1学年		2学年		3学年		4学年				
		必修	選択	前	後	前	後	前	後	前	後			
I	フィジカルアセスメント	2			2								30	必修科目11単位
	看護学概論Ⅰ	1		1									15	
	看護学概論Ⅱ	1			1								15	
	看護倫理	1						1					15	
	看護管理論	1						1					15	
	看護過程Ⅰ	1			1								15	
	看護過程Ⅱ	1				1							30	
	基礎看護技術Ⅰ	1		1									30	
	基礎看護技術Ⅱ	1			1								30	
	基礎看護技術Ⅲ	1				1							30	
計	11	0	2	5	2	0	2	0	0	0	0			
II	成人保健看護学概論	2				2							30	必修科目24単位
	成人保健看護学各論	2					2						30	
	成人期NCD看護実践論	2						2					60	
	成人期がん看護実践論	1						1					30	
	成人期周術期看護実践論	1						1					30	
	老年保健看護学概論	1				1							15	
	老年保健看護学各論	1					1						15	
	老年保健看護学実践論	2						2					60	
	小児保健看護学概論	1				1							15	
	小児保健看護学各論	1					1						15	
	小児保健看護学実践論	2						2					60	
	ウイメンズヘルス学	1				1							15	
	母性看護学概論	1				1							15	
	母性看護学実践論	2					2						60	
	精神保健看護学概論	1				1							15	
	精神保健看護学各論	1					1						15	
精神保健看護学実践論	2						2					60		
計	24	0	0	0	7	7	10	0	0	0	0			
III	医療の倫理Ⅰ	1			1								15	必修科目を含む11単位以上 看護学研究、国際看護研究のうち2単位選択必修 ただし、看護統合実践特論は看護師課程のみの学生対象の授業科目 ただし、保健師課程を選択する者は地域医療展開論は必修
	医療の倫理Ⅱ	1				1							15	
	法医看護学	1								1			15	
	訪問看護学概論	1					1						15	
	訪問看護学各論	1					1						15	
	訪問看護学実践論	2						2					60	
	地域医療展開論*1*3		1						1				15	
	地域医療展開論演習*3		1						1				30	
	看護実践特別演習	1						1					30	
	看護統合実践特論		1								1		15	
	看護学研究方法論	1					1						15	
	看護学研究		2								2		60	
	国際看護研究		2								2		60	
計	9	7	0	1	1	3	3	2		6				
IV	早期体験実習	1		1									45	必修科目を含む23単位以上
	基礎看護学実習Ⅰ	1			1								45	
	基礎看護学実習Ⅱ	2				2							90	
	母性看護学実習	2							2				90	
	小児保健看護学実習	2							2				90	
	成人保健看護学実習Ⅰ	4							4				180	
	成人保健看護学実習Ⅱ	2							2				90	
	老年保健看護学実習Ⅰ	1							1				45	
	老年保健看護学実習Ⅱ	2							2				90	
	精神保健看護学実習	2							2				90	
	訪問看護学実習	2							2				90	
	統合看護学実習	2								2			90	
	地域医療展開論実習Ⅰ		1						1				45	
	地域医療展開論実習Ⅱ		3							3			135	
計	23	4	1	1	2	0			23					
合計	113	50		56		60			47				127単位以上修得	

区分	授業科目	単位数		履修年次								授業時間数	修得すべき科目及び単位数等	
				1学年		2学年		3学年		4学年				
		必修	選択	前	後	前	後	前	後	前	後			
* 1 保健師課程	公衆衛生看護活動論Ⅰ	2						2					30	保健師課程を選択する場合 必修科目12単位
	公衆衛生看護活動論Ⅱ	1						1					15	
	公衆衛生看護活動論Ⅲ	1						1					15	
	公衆衛生看護学実践論	2							2				60	
	健康教育実践論	1								1			30	
	公衆衛生看護学実習Ⅰ	4									4		180	
	公衆衛生看護学実習Ⅱ	1										1	45	
計	12	0	0	0	0	0	4	3	4	1				

* 2 助産師課程	助産学概論	1						1					15	助産師課程を選択する場合 必修科目25単位
	新生児学	1						1					15	
	助産診断・技術学Ⅰ	2							2				30	
	助産診断・技術学Ⅱ	1							1				30	
	助産診断・技術学Ⅲ	3									3		45	
	乳房管理学	1									1		15	
	周産期病態学Ⅰ	1						1					15	
	周産期病態学Ⅱ	1						1					15	
	ウイメンズヘルス実践論	1								1			30	
	助産マネジメント学	1						1					15	
	助産学実習	8									8		360	
	マタニティサイクル支援実習	2									2		90	
	ウイメンズヘルス実習	1									1		45	
助産管理実習	1										1	45		
計	25	0	0	0	0	0	5	4		16				

- *1 保健師課程を選択した学生対象の授業科目
- *2 助産師課程を選択した学生対象の授業科目
- *3 地域医療実践力育成コースを選択した学生対象の授業科目

(注) 各学年の年間履修登録単位数の上限を1年次42単位、2年次52単位(放送大学、環びわ湖大学・地域コンソーシアム開設の単位互換対象授業科目を含む。)とする。

区分	授業科目	単位数		履修年次								授業時間数	修得すべき科目及び単位数等	
				1学年		2学年		3学年		4学年				
		必修	選択	前	後	前	後	前	後	前	後			
一般 教養 科目 I	生物学	2		2									30	必修科目14単位
	生命活動の物理学	2		2									30	
	生命活動の化学	2		2									30	
	ランダム現象の数理	2		2									30	
	生涯発達論	2		2									30	
	情報科学	2		2									30	
	アカデミック・スキル	1			1								15	
	臨床心理学	1				1							15	
計	14	0	12	1	1	0	0	0	0	0	0			
一般 教養 科目 II	現代社会と科学		2	2									30	10単位以上 ただし、5単位以上は第2学年記 当の選択科目の中から修得しな ければならない。 なお、基礎科学研究と人間科学研 究の重複履修は認めない。
	社会学		2	2									30	
	医療社会学		2		2								30	
	教育学		2			2							30	
	法学		2			2							30	
	芸術学		2	2									30	
	歴史学		2	2									30	
	心理学		1		1								15	
	文化人類学		2	2									30	
	家族社会学		1			1							15	
	哲学		2			2							30	
	地域文化論		2			2							30	
	地域論		2				2						30	
	スポーツ科学実践		1		1								30	
計	0	32	12	4	14	2	0	0	0	0	0			
外国 語科 目	英語Ⅰa	1		1									30	必修科目を含む7単位以上 ドイツ語bを履修するためには、ドイツ語a を履修していなければならない。 フランス語bを履修するためには、フランス 語aを履修していなければならない。 中国語bを履修するためには、中国語aを履 修していなければならない。
	英語Ⅰb	1			1								30	
	英語実習Ⅰa	1		1									30	
	英語実習Ⅰb	1			1								30	
	医療英語	1						1					15	
	ドイツ語a		1	1									30	
	ドイツ語b		1		1								30	
	フランス語a		1	1									30	
	フランス語b		1		1								30	
	中国語a		1	1									30	
中国語b		1		1								30		
計	5	6	5	5	0	0	0	1	0	0				
専門 基 礎 科 目 I	解剖生理学Ⅰ	2		2									30	必修科目16単位
	解剖生理学Ⅱ	2			2								60	
	病理学	1			1								15	
	感染症学・免疫学	1			1								15	
	生化学・栄養学	2				2							30	
	薬物治療学	1				1							15	
	診断と治療Ⅰ	2				2							60	
	診断と治療Ⅱ	2				2							30	
	病態生理学特論	2					2						30	
医学概論	1		1									15		
計	16	0	3	4	7	2	0	0	0	0				
専門 基 礎 科 目 II	保健医療行政論	1				1							15	必修科目9単位以上
	社会福祉・社会保障論	2					2						30	
	地域保健看護学	1					1						15	
	地域ケアシステム論	1					1						15	
	疫学	2					2						30	
	保健統計学	2					2						30	
	環境保健学*1		1					1					15	
計	9	1	0	0	3	7	0	0	0	0				

区分	授業科目	単位数		履修年次								授業時間数	修得すべき科目及び単位数等	
				1学年		2学年		3学年		4学年				
				必修	選択	前	後	前	後	前	後			前
I	フィジカルアセスメント	1			1								30	必修科目10単位
	看護学概論Ⅰ	1		1									15	
	看護学概論Ⅱ	1			1								15	
	看護倫理	1						1					15	
	看護管理論	1						1					15	
	看護過程演習Ⅰ	1				1							30	
	看護過程演習Ⅱ	1					1						30	
	基礎看護技術演習Ⅰ	1		1									30	
	基礎看護技術演習Ⅱ	1			1								30	
	基礎看護技術演習Ⅲ	1				1							30	
計	10	0	2	3	2	1	2	0	0	0				
II	成人保健看護学概論	2				2							30	必修科目28単位
	成人保健看護学各論	2					2						30	
	成人保健看護学演習Ⅰ	2						2					60	
	成人保健看護学演習Ⅱ	2						2					60	
	老年保健看護学概論	1				1							15	
	老年保健看護学各論	1					1						15	
	老年保健看護学演習	2						2					60	
	小児保健看護学概論	1				1							15	
	小児保健看護学各論	1					1						15	
	小児保健看護学演習	2						2					60	
	ウィメンズヘルス学	1				1							15	
	母性看護学概論	1				1							15	
	母性看護学演習	2					2						60	
	精神保健看護学概論	1				1							15	
	精神保健看護学各論	1					1						15	
	精神保健看護学演習	2						2					60	
	在宅看護学概論	1					1						15	
	在宅看護学各論	1					1						15	
	在宅看護学演習	2						2					60	
	地域医療展開論*1*4		1							1			15	
地域医療展開論演習*4		1							1			30		
計	28	2	0	0	7	9	12	2	0	0				
III	医療の倫理Ⅰ	1			1								15	必修科目を含む7単位以上 看護学研究、国際看護論実践のうち2単位選択必修 ただし、看護統合実践特論は看護師課程のみの学生対象の授業科目
	医療の倫理Ⅱ	1				1							15	
	法医看護学	1									1		15	
	看護実践特別演習	1						1					30	
	看護統合実践特論		1								1		15	
	看護学研究方法論	1					1						15	
	看護学研究		2								2		60	
	国際看護実践		2								2		60	
計	5	5	0	1	1	1	1	0		6				
IV	人間発達実習	1		1									45	必修科目を含む23単位以上
	基礎看護学実習Ⅰ	1			1								45	
	基礎看護学実習Ⅱ	2				2							90	
	母性看護学実習	2							2				90	
	小児保健看護学実習	2							2				90	
	成人保健看護学実習Ⅰ	4							4				180	
	成人保健看護学実習Ⅱ	2							2				90	
	老年保健看護学実習Ⅰ	1							1				45	
	老年保健看護学実習Ⅱ	2							2				90	
	精神保健看護学実習	2							2				90	
	在宅看護学実習	2							2				90	
	統合看護学実習	2							2				90	
	地域医療展開論実習Ⅰ*4		1						1				45	
	地域医療展開論実習Ⅱ*4		3							3			135	
計	23	4	1	1	2	0			23					
合計	110	50		54		59			47				124単位以上修得	

区分	授業科目	単位数		履修年次								授業時間数	修得すべき科目及び単位数等	
				1学年		2学年		3学年		4学年				
		必修	選択	前	後	前	後	前	後	前	後			
* 1 保健師課程	公衆衛生看護活動論Ⅰ	2						2					30	保健師課程を選択する場合 必修科目11単位
	公衆衛生看護活動論Ⅱ	1						1					15	
	公衆衛生看護活動論Ⅲ	1						1					15	
	公衆衛生看護学演習	2							2				60	
	公衆衛生看護学実習Ⅰ	4								4			180	
	公衆衛生看護学実習Ⅱ	1									1		45	
計	11	0	0	0	0	0	0	4	2	4	1			

区分	授業科目	単位数		履修年次								授業時間数	修得すべき科目及び単位数等	
				1学年		2学年		3学年		4学年				
		必修	選択	前	後	前	後	前	後	前	後			
* 2 助産師課程	助産学概論	1						1					15	助産師課程を選択する場合 必修科目20単位
	新生児学	1						1					15	
	助産診断・技術学Ⅰ	3							3				45	
	助産診断・技術学Ⅱ	2								2			60	
	周産期病態学Ⅰ	1						1					15	
	周産期病態学Ⅱ	1						1					15	
	助産学実習	8								8			360	
	マタニティサイクル支援実習	2								2			90	
ウイメンズヘルス実習	1									1		45		
計	20	0	0	0	0	0	0	4	3	13				

区分	授業科目	単位数		履修年次								授業時間数	修得すべき科目及び単位数等	
				1学年		2学年		3学年		4学年				
		必修	選択	前	後	前	後	前	後	前	後			
* 3 産師共通科目・助産師課程	健康教育演習	1								1			30	保健師課程及び助産師課程を選択する場合 必修科目1単位
計	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0			

- *1 保健師課程を選択した学生対象の授業科目
- *2 助産師課程を選択した学生対象の授業科目
- *3 保健師課程を選択した学生と助産師課程を選択した学生対象の授業科目
- *4 地域医療実践力育成コースを選択した学生対象の授業科目

(注) 各学年の年間履修登録単位数の上限を1年次4.2単位、2年次5.2単位(放送大学、環びわ湖大学・地域コンソーシアム及びSkyward EDGEコンソーシアム開設の単位互換対象授業科目を含む。)とする。

令和7（2025）年度 医学部看護学科授業時間割（前期）

曜日		2024～カリ		2024～カリ		2022～カリ		2022～カリ	
時限		第 1 学 年		第 2 学 年		第 3 学 年		第 4 学 年	
月	1			★ 法 学 (須永)	臨3			乳房管理学 (集中講義) (立岡)	実習
	2	★文化人類学 (兼重)	臨3	疫 学 (本多)	MMC 看4	看護管理論 (笠原)	看1		
	3	物 理 学 (目良)	①	★医療の倫理II (喜多) (立岡) 母性看護学概論	看4	精神保健看護学実践論 (河村)	看1		助産診断・技術学III (集中講義) (立岡)
	4	解剖生理学I (相見)	看2	診 断 と 治 療 I (馬場)	看4				実習
	5						(立岡) 助産マネジメント学	実習	
火	1	化 学 (高橋)	看2			訪問看護学実践論 (辻村)	看1		
	2	情 報 科 学 (本山)	MMC	日 本 国 憲 法 (渡辺)	看4				
	3	看護学概論I (※前前半3限・4限のみ) (笠原)	看2	★教 育 学 (中島)	臨3	公衆衛生看護活動論I (伊藤) 助産学概論 (立岡)	看1 実習		
	4	基礎看護技術I (※前後半3～5限) (山下)	看2 実習	★地 域 文 化 論 (兼重・横内)	A	公衆衛生看護活動論II (伊藤) 公衆衛生看護活動論III	看1		助産診断・技術学III (集中講義) (立岡)
	5			ウィメンズヘルス学 (立岡) (桑田) 小児保健看護学概論	看4				
水	1	★現代社会と科学 (目良他) (秋丸) ★芸術学	臨3 A	精神保健看護学概論 (河村) (荻田) 老年保健看護学概論	看4	小児保健看護学実践論 (未定)	看1	助産診断・技術学III (集中講義) (立岡)	実習
	2	心 理 学 (小島)	看2	病 理 学 (相見)	看4				
	3	★医療イノベーションの基礎 (尾松)	①						
	4	★歴 史 学 (目黒)	①	基 礎 看 護 技 術 III (山下)	看4 実習	新生児学 (喜多)	看1		
	5								
木	1	ドイツ語圏言語文化研究(川野) フランス語圏言語文化研究(福本) 中国語圏言語文化研究(前田)	③ ② 看2	薬 物 治 療 学 (馬場)	看4	老年保健看護学実践論 (荻田)	看1	助産診断・技術学III (集中講義) (立岡)	実習
	2	★医 学 概 論 (馬場)	臨3	運 動 科 学 実 践 (1～30) (樋口)	実技				
	3	英語コミュニケーションI (31～) (Barnett)	看2	運 動 科 学 実 践 (31～) (樋口)	実技	成人期NCD看護実践論 (宮松)	看1	助産診断・技術学III (集中講義) (立岡)	実習
	4	英語コミュニケーションI (1～30) (Barnett)	看2	★基礎科学研究 (生命科学講座)	B 実				
	5			★人間科学研究 (医療文化学講座)	A		(玉木) 看護倫理	看1	
金	1	数 理 科 学 入 門 (川北)	看2			成人期がん看護実践論 (山口)	看1		
	2	生 物 学 (里岡)	看2	看 護 過 程 II (玉木)	看4	成人期周術期看護実践論 (山口)	看1		
	3	英 語 I (加藤)	看2	保健医療行政論 (伊藤・田中) (宮松) 成人保健看護学概論	看4	看 護 実 践 特 別 演 習 (OSCE) (河村・喜多)	看1		
	4	(大北) アカデミック・スキル	看2	(宮松) 成人保健看護学概論	看4	周産期病態学I (喜多) 周産期病態学II (喜多)	看1		
	5	(笠原) ★早期体験実習	臨3						

備 考	早期体験実習は8月・9月に集中して行う。 基礎看護学実習IIは9月に集中して行う。 医療の倫理IIは医の倫理IIと合同。	乳房管理学、助産診断・技術学IIIは4月に集中して行う。実習、看護学研究、国際看護研究の詳細は別途指示する。
	※実線の斜線の授業科目は、選択科目、または名簿の番号によって授業科目がわかれているものである。 ※点線の斜線の授業科目は、学期の前半、後半を示す。 ★印は医学科との合同授業を示す。 なお、使用教室の表示は、以下のとおり。 【看護学科棟】看1：看護第1講義室 看2：看護第2講義室 看3：看護第3講義室 看4：看護第4講義室 【一般教養棟】①：第1講義室、②：第2講義室、③：第3講義室 【基礎講義・実習棟】A：A講義室 B：B講義室 【臨床講義棟】臨1：臨床講義室1 臨2：臨床講義室2 臨3：臨床講義室3 【附属図書館】MMC：マルチメディアセンター演習室およびブラウジング室 【その他】実：各実習室	

第1学年・第2学年・第3学年・第4学年

時限	1	2	3	4	5
時間	8:50 ~ 10:20	10:30 ~ 12:00	13:00 ~ 14:30	14:40 ~ 16:10	16:20 ~ 17:50

令和7（2025）年度 医学部看護学科授業時間割（後期）

曜日		2024～カリ		2023～カリ		2022～カリ		2021～カリ					
時限		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年					
月	1	英語Ⅱ (加藤)	看4										
	2	★医療の倫理Ⅰ (相見)	臨3	診断と治療Ⅱ (喜多)	看4	【保健師課程・助産師課程・ 地域医療実践力育成コース】 集中講義 (伊藤・立岡・辻村)	看1 実習 MMC 他						
	3	フィジカルアセスメント (相見)	看2 実習	看護学研究方法論 (宮松)	看4								
	4			精神保健看護学各論 (河村)	看4								
	5												
火	1	生化学・栄養学※10月のみ (扇田)	生体 看4 C					医療英語 (Barnett)	看1				
2	解剖生理学Ⅱ※11月のみ (相見)	病態生理学 (喜多)	看2	★哲学 (室寺)	①	【保・助・地域】 集中講義 (伊藤・立岡・辻村)	看1 他						
3	基礎看護技術Ⅱ (山下)	看2 実習	地域保健看護学 (伊藤)	看4	【保健師課程・助産師課程・ 地域医療実践力育成コース】 集中講義 (伊藤・立岡・辻村)	看1 実習 MMC 他	法医学看護学 (一杉)	看3					
4			地域ケアシステム論 (辻村)	看4									
5			小児保健看護学各論 (未定)	看4									
水	1	生涯発達論 (小島)	看2							【保健師課程・助産師課程・ 地域医療実践力育成コース】 集中講義 (伊藤・立岡・辻村)	看1 実習 MMC 他	看護統合実践特論 (山口)	看3
2	看護学概論Ⅱ (笠原)	看2	母性看護学実践論 (玉木)	看2									
3	感染症学・免疫学 ※11月以降実施 (旦部)	看2	(土川)	看4									
4	社会学 (LADMIRAL)	看2											
5			医療社会学 (LADMIRAL)	看4									
木	1	ドイツ語圏言語文化研究(川野) フランス語圏言語文化研究(福本) 中国語圏言語文化研究(前田)	③ ② 看2	老年保健看護学各論 (秋田)	看4	医療英語 (Barnett)	【保・助・地域】 集中講義 (伊藤・立岡・辻村)	看1 他					
2	生化学・栄養学 (馬場)	看2	成人保健看護学各論 (山口)	看4									
3	スポーツ科学実践(小林) (31～)	実技 英語コミュニケーションⅡ (1～30)(Barnett)	訪問看護学概論 (辻村)	看4									
4	スポーツ科学実践(小林) (1～30)	実技 英語コミュニケーションⅡ (31～)(Barnett)	訪問看護学各論 (辻村)	看4									
5			★地域論 (兼重)	①									
金	1					【保健師課程・助産師課程・ 地域医療実践力育成コース】 集中講義 (伊藤・立岡・辻村)	看1 実習 MMC 他						
2	データサイエンス・AI入門 (芦原・原田)	MMC	社会福祉・社会保障論 (奥水・田中・蘭・樽井)	看4									
3	解剖生理学Ⅱ ※11月1日まで金曜日実施 (相見)	看2	保健統計学 (伊藤)	MMC									
4			(伊藤)	看4									
5			環境保健学	看4									

備考	<p>生化学・栄養学(扇田)は10月集中実施。 基礎看護学実習Ⅰは12月に集中実施。 医療の倫理Ⅰは医の倫理Ⅲと合同。</p> <p>※実線の斜線の授業科目は、選択科目、または名簿の番号によって授業科目がわかれているものである。 ※点線の斜線の授業科目は、学期の前半、後半を示す。</p> <p>★印は医学科との合同授業を示す。</p> <p>なお、使用教室の表示は、以下のとおり。</p> <p>【看護学科棟】看1：看護第1講義室 看2：看護第2講義室 看3：看護第3講義室 看4：看護第4講義室 【一般教養棟】①：第1講義室、②：第2講義室、③：第3講義室 【基礎講義・実習棟】A：A講義室 B：B講義室 【臨床講義棟】臨1：臨床講義室1 臨2：臨床講義室2 臨3：臨床講義室3 【附属図書館】MMC：マルチメディアセンター演習室およびブラウジング室 【その他】実：各実習室</p>	<p>看護学実習の日程等、詳細については別途通知する。講義については、12月～2月に集中実施。</p> <p>法医学看護学、看護統合実践特論は10月に集中して実施する。看護研究、国際看護研究については、別途通知する。</p>
	<p>第1学年・第2学年・第3学年・第4学年</p>	

時限	1	2	3	4	5
時間	8:50 ~ 10:20	10:30 ~ 12:00	13:00 ~ 14:30	14:40 ~ 16:10	16:20 ~ 17:50

国立大学法人滋賀医科大学医学部看護学科授業科目の 試験及び進級取扱内規

平成16年4月1日制定

令和3年11月15日改正

(趣旨)

第1条 滋賀医科大学の試験及び進級等の取り扱いは、滋賀医科大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この内規による。

(試験)

第2条 学則第37条に基づく試験は、定期試験、追試験、及び再試験とする。

- 2 前項に規定する試験のほか、担当教員は中間試験を随時行うことができる。
- 3 病気その他やむを得ない理由により試験を欠席した者は、学長に医師の診断書又は事由書を付して、特別の理由がない限り該当する試験の実施日から1週間以内に「追試験願」を提出しなければならない。
- 4 第1項に規定する追試験は、定期試験又は再試験に欠席した者で、前項に規定する願出により、正当な理由と認められた者に対して行う。
- 5 第1項に規定する再試験は、定期試験又は定期試験の追試験において不合格となった者に対して行う。
- 6 病気等により、一度も受験の機会を持ち得なかった者で、担当教員の申出により学部教育部門の議を経た場合は、1回に限り受験の機会を与えることができる。

(再試験の回数)

第3条 同一授業科目における再試験の受験回数は、1回限りとする。また、再試験の追試験受験回数についても1回限りとし、再試験を実施する科目については、当該年度ごとに通知する。

(受験資格)

第4条 各授業科目について所定の期間履修した者は、その科目の試験を受けることができる。ただし、各担当教員の定める時間数以上出席しなかった者は、当該科目の試験を受けることができない。

また、出席時間数不足により試験を受けることができなかった者は、当該科目を次年度に再履修しなければその科目の試験を受けることができない。

- 2 2人以上の教員が担当する授業科目の受験資格については、担当教員の合議によるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特別の理由により所定の出席時間数に達しない者で、当該科目の担当教員がその理由を認め、かつ学部教育部門の議を経た

場合には、この限りでない。

(成績の評価)

第5条 試験等による学業成績の評価は、秀（90点～100点）、優（80点～89点）、良（70点～79点）、可（60点～69点）及び不可（60点未満）の5種の評語をもって表わし、秀、優、良、可を合格とし不可を不合格とする。

2 前項に定める秀、優、良、可及び不可の評価基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 秀：各授業科目に定める合格基準を達成し、特に優れた成果を修めている。

(2) 優：各授業科目に定める合格基準を達成し、優れた成果を修めている。

(3) 良：各授業科目に定める合格基準を達成し、良好な成果を修めている。

(4) 可：各授業科目に定める合格基準を達成している。

(5) 不可：各授業科目に定める合格基準を達成しておらず、不合格。

3 第1項に規定する5種の評語に基づき成績評価値の平均値、GPA（Grade Point Average）を算出する。その取扱いについて必要な事項は、別に定める。

4 第2条第3項に規定する届出を怠り、試験に欠席した者の場合は、当該試験を不合格とする。

5 2学年にわたって履修する科目（実習は除く）の学年ごとの評価は、合格又は不合格とする。

6 第1項の規定にかかわらず、特定の授業科目の評価は、合格又は不合格とする。特定の授業科目の決定は、学部教育部門が行う。

第6条 第2条第1項及び前条に規定する試験及び成績の評価は、各科目担当教員の責任において行う。

2 2人以上の教員が担当する授業科目の成績の評価は、各担当教員の合議によるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず教授を欠く科目の試験及び成績の評価担当者は、教授会の議を経て学長が定める。

第7条 各担当教員の定める時間数以上出席しなかった者には、当該科目の単位修得を認めない。

第8条 学生は、開示された成績の評価について異議があるときは、学部教育部門長に異議を申し立てることができる。その取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(留年)

第9条 第1学年の学年末までに、専門看護科目以外の所定の科目及び必要単位数並びに専門看護科目における第1学年配当の授業科目（別表）をすべて修了するか合格しなければ第2学年への進級を認めない。

- 2 第2学年の学年末までに、専門看護科目以外の所定の科目及び必要単位数並びに専門看護科目における第2学年配当の授業科目(別表)をすべて修了しなければ第3学年への進級を認めない。
- 3 第3学年前期配当の専門看護科目における授業科目(別表)のうち必修科目すべてを修了しなければ、後期配当の実習を履修することができない。
- 4 第3学年の学年末までに、専門看護科目以外の所定の科目及び必要単位数並びに専門看護科目における第3学年配当の授業科目(別表)のうち、実習を除く必修科目をすべて修了しなければ第4学年への進級を認めない。
- 5 第4学年の学年末において、所定の科目及び必要単位数並びに専門看護科目の所定の科目すべてに合格しなければ、修了を認めない。
- 6 第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項で留年になった者は、不合格となった授業科目について、次年度に担当教員の指示により、再履修しなければならない。
- 7 第8条やその他特別な事情により、学生に開示された成績の評価を訂正したことにともない、進級判定もしくは卒業判定の結果を訂正する必要があるときは、教授会の議を経て学長が訂正後の結果を認定する。

第10条 すでに修得又は修了が認定された授業科目の再聴講を希望する者は、当該科目担当教員に聴講願を提出して、許可をえたうえで講義を聴講することができる。

(不正行為)

第11条 試験に際し、自己又は他人のために不正行為を行った者に対しては、不正行為の内容、程度に応じて嚴重に処分する。

- 2 試験に際し、不正行為を行った者に対しては、当該試験科目を不合格とする。
- 3 不正行為の内容が悪質なときは、学期又は学年の試験をすべて無効とすることがある。
- 4 不正行為の内容が著しく悪質であると認められるときは、学則第52条により処分することがある。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、この内規の実施に関し必要な事項は、学部教育部門の議を経て学長が定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度入学者(第3年次編入学生については平成18年度入学者)から適用する。ただし、平成15年度以前の入学者(第3年次編入学生については、平成17年度以前入学者)については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度入学者（第 3 年次編入学生については平成 19 年度入学者）及び平成 16 年度入学者（第 3 年次編入学生については平成 18 年度入学者）から適用する。ただし、平成 15 年度以前の入学者（第 3 年次編入学生については、平成 17 年度以前入学者）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の第 8 条別表については、平成 17 年度入学者（第 3 年次編入学生については平成 19 年度入学者）から適用する。ただし、平成 16 年度以前の入学者（第 3 年次編入学生については、平成 18 年度以前入学者）については、なお従前の例による。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度入学者から適用する。ただし、平成 18 年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

附 則

この内規は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学者（第 3 年次編入学生については平成 23 年度入学者）から適用する。ただし、平成 20 年度以前の入学者（第 3 年次編入学生については、平成 22 年度以前の入学者）については、なお、従前の例による。

附 則

この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 24 年度入学者（第 3 年次編入学生については平成 26 年度入学者）から適用する。ただし、平成 23 年度以前の入学者（第 3 年次編入学生については、平成 25 年度以前の入学者）については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度入学者（第 3 年次編入学生については平成 29 年度入学者）から適用する。

- 2 平成26年度以前の入学者（第3年次編入学生については平成28年度以前の入学者）については，なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は，平成28年4月1日から施行し，平成28年度入学者（第3年次編入学生については平成30年度入学者）から適用する。
- 2 平成27年度以前の入学者（第3年次編入学生については平成29年度以前の入学者）については，なお従前の例による。ただし，第5条第2項，第8条及び第9条第7項については，平成28年4月1日に在籍する者から適用する。

附 則

- 1 この内規は，平成31年4月1日から施行し，平成31年度入学者（第3年次編入学生については令和3年度入学者）から適用する。
- 2 平成30年度以前の入学者（第3年次編入学生については令和2年度以前の入学者）については，なお従前の例による。ただし，第2条第3項については，平成31年4月1日に在籍する者から適用する。

附 則

- 1 この内規は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については，なお従前の例による。

附 則

この内規は，令和3年11月15日から施行する。

(別表)

専門看護科目 学年別授業科目表

第1学年配当授業科目

(前期) 看護学概論Ⅰ, 基礎看護技術Ⅰ, 早期体験実習

(後期) フィジカルアセスメント, 看護学概論Ⅱ, 看護過程Ⅰ, 基礎看護技術Ⅱ,
医療の倫理Ⅰ, 基礎看護学実習Ⅰ

第2学年配当授業科目

(前期) 看護過程Ⅱ, 基礎看護技術Ⅲ, 成人保健看護学概論, 老年保健看護学概論,
小児保健看護学概論, ウィメンズヘルス学, 母性看護学概論, 精神
保健看護学概論, 医療の倫理Ⅱ, 基礎看護学実習Ⅱ

(後期) 成人保健看護学各論, 老年保健看護学各論, 小児保健看護学各論, 母性
看護学実践論, 精神保健看護学各論, 訪問看護学概論, 訪問看護学各
論, 看護学研究方法論

第3学年配当授業科目

(前期) 看護倫理, 看護管理論, 成人期 NCD 看護実践論, 成人期がん看護実践
論, 成人期周術期看護実践論, 老年保健看護学実践論, 小児保健看護学
実践論, 精神保健看護学実践論, 訪問看護学実践論, 看護実践特別演習

(後期) 地域医療展開論, 地域医療展開論演習, 母性看護学実習, 小児保健看護
学実習, 成人保健看護学実習Ⅰ, 成人保健看護学実習Ⅱ, 老年保健看護
学実習Ⅰ, 老年保健看護学実習Ⅱ, 精神保健看護学実習, 訪問看護学実
習, 地域医療展開論実習Ⅰ

第4学年配当授業科目

(前期) 母性看護学実習, 小児保健看護学実習, 成人保健看護学実習Ⅰ, 成人保
健看護学実習Ⅱ, 老年保健看護学実習Ⅰ, 老年保健看護学実習Ⅱ, 精神
保健看護学実習, 訪問看護学実習, 統合看護学実習, 地域医療展開論実
習Ⅱ

(後期) 法医看護学, 看護統合実践特論

(通年) 看護学研究, 国際看護研究

医学部における GPA に関する申合せ

令和 5 年 8 月 30 日
学部教育部門会議決定

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、国立大学法人滋賀医科大学医学部医学科授業科目の試験及び進級取扱内規第 5 条第 3 項及び国立大学法人滋賀医科大学医学部看護学科授業科目の試験及び進級取扱内規第 5 条第 3 項の規定に基づき、滋賀医科大学(以下「本学」という。)の学部における Grade Point Average (以下「GPA」という。)制度の運用に関し、必要な事項を定め、組織的な学修の成績評価を行い、学部生の学修意欲の増進及び学修成果の明確化、並びに教員による学生への学習指導の促進を図るとともに評価基準の明確化や厳格な成績評価による教育の質の向上を果たすものとする。

(GP)

第 2 条 Grade Point (以下「GP」という。)は、国立大学法人滋賀医科大学医学部医学科授業科目の試験及び進級取扱内規第 5 条及び国立大学法人滋賀医科大学医学部看護学科授業科目の試験及び進級取扱内規第 5 条に定める成績評価に基づき、次のとおりとする。

成績評価			GP
素点	評語 (和文)	評語 (英文)	
90～100 点	秀	A ⁺	4
80～89 点	優	A	3
70～79 点	良	B	2
60～69 点	可	C	1
～59 点	不可	F	0

(GPA)

第 3 条 GPA とは、個々の学生の学習時間当たりの学修到達度を表す指標となる数値で、評価を受けた授業科目の GP に当該科目の単位数を乗じた値を総計し、その値を評価を受けた授業科目の総単位数で除して算出する平均値をいう。

2 GPA の算出対象科目は、次の各号に掲げるものを除外した授業科目とする。なお、不可 (GP=0) の判定を得た場合、当該 GP 及びその学修に費やした単位数は GPA 算定対象に含まれるものとする。

- (1) 他大学等で修得した単位であって、本学の単位として認定した科目
- (2) 国立大学法人滋賀医科大学医学部医学科授業科目の試験及び進級取扱内規第 5 条第 5 項及び第 6 項並びに国立大学法人滋賀医科大学医学部看護学科授業科目の試験及び進級取扱内規第 5 条第 5 項及び第 6 項において定める成績を合格又は不合格で判定する科目
- (3) その他特別の事情により対象に含まないことを医学・看護学教育センター学部教育部門会議にて決定し、あらかじめ学生へ通知した科目

- 3 GPA は、前項に規定する GPA 算出対象科目について、当該学期における学修の状況及び成果を示す指標としての「学期 GPA」、当該年度における同指標としての「年度 GPA」及び在学中の全期間における指標としての「累積 GPA」に区分して、各区分の定める方法により計算するものとし、計算値は小数点第 2 位以下を切り捨てるものとする。

【計算式】

- ・ 学期 GPA = 当該学期に評価を受けた各授業科目の GP × 当該科目の単位数の総和 / 当該学期に評価を受けた授業科目のうち算出対象科目の配当単位数の総和
- ・ 年度 GPA = 当該年度に評価を受けた各授業科目の GP × 当該科目の単位数の総和 / 当該年度に評価を受けた授業科目のうち算出対象科目の配当単位数の総和
- ・ 累積 GPA = 在学全期間に評価を受けた各授業科目の GP × 当該科目の単位数の総和 / 在学全期間に評価を受けた授業科目のうち算出対象科目の配当単位数の総和

- 4 GPA は、進級及び卒業の要件としては取り扱わない。

(再履修の取扱い)

第 4 条 再履修により単位を修得した授業科目であって、当該科目が算出対象科目である場合は、過去に得た成績の評価とともに GPA の算出に含めるものとする。

(GPA の通知)

第 5 条 学生への GPA の通知は、学生用 Web サービス等で行うものとする。

(GPA 算出対象科目の履修の取消し)

第 6 条 GPA 算出対象科目について、履修登録をした授業科目であっても、諸般の事情により履修登録を取消す必要が生じたときは、別に定める履修確認・変更期間に限り、履修を取消することができるものとする。ただし、単位互換制度により履修登録した授業科目については、履修を取消することが出来ない。

- 2 履修確認・変更期間に履修登録を取消さなかったすべての GPA 算出対象科目は、すべてをその成績評価及び GPA 算出対象として取扱うこととし、履修を放棄した授業科目は不可となる。

(雑則)

第 7 条 この申合せに定めるもののほか、GPA 制度の実施に関し必要な事項は、医学・看護学教育センター学部教育部門において定める。

附 則

この申合せは、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

滋賀医科大学における他の大学等において修得した 単位等の認定に関する取扱要項

平成 16 年 4 月 1 日制定
令和 5 年 10 月 23 日改正

(趣旨)

第 1 この要項は、滋賀医科大学学則第 40 条、第 41 条及び第 42 条の規定に基づき、他の大学、短期大学又は大学以外の教育施設等（以下「他の大学等」という。）において修得した単位等の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位等の認定の対象とする他の大学等における修得単位等)

第 2 他の大学等において修得した単位等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学又は短期大学において修得した単位
- (2) 放送大学において修得した単位
- (3) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修
- (4) 高等専門学校の課程における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- (5) 専修学校の専門課程のうち修業年限が 2 年以上のものにおける学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- (6) 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち防衛大学校、職業能力開発大学校等、水産大学校等、国立看護大学校、気象大学校及び海上保安大学校における学修で、本学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの
- (7) 実用英語技能検定 1 級（財団法人日本英語検定協会認定）及びそれと同等と認めるもの
- (8) 本学が適当と認めた研究所、病院等における実習

2 前項に定める単位等については、申請年度の前 5 年間に修得した単位等に限るものとし、認定を受ける単位等 1 科目に対し申請する科目は 3 科目までとする。

(事前申請)

第 3 他の大学等において、授業科目を履修又は学修しようとする者は、別記様式 1 又は別記様式 2 による履修申請書又は学修申請書に必要書類を添え、事前に授業担当教員の了解を得て学長に申請するものとする。

(申請)

第 4 他の大学等における単位認定を受けようとする者は、所定の期日までに、別記様式 3 又は別記様式 4 による単位認定申請書に必要書類を添え、学長に申請するものとする。

2 前項の申請において認定を希望できる単位は、5科目 10単位までとする。
(単位認定)

第5 医学科教育課程における、専門科目Ⅰ(基礎医学)、専門科目Ⅱ(臨床・社会医学)及び専門科目Ⅲ(臨床実習)に区分される授業科目については、他の大学等で修得した単位は認定しない。

2 他の大学等において修得した単位認定については、5科目 10単位までとする。

3 医学・生物学を含む自然科学については、学問の進展と修学年度を考慮した上で、単位の認定を行うものとする。

4 英語関連科目については、原則として、実用英語技能検定1級である者並びに TOEFL 又は TOEIC において高得点の成績を修めた者について、担当教員が面接を行い妥当と認められた者に単位を認定するものとする。

5 単位認定は、当該授業科目の関係教員の判定に基づき、学部教育部門及び教授会の議を経て学長が行う。

(申請者への通知)

第6 学長は、単位認定の結果を、別紙様式5による単位認定通知書により、申請者に通知するものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年6月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年6月2日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学者及び令和6年度以前の第2年次編入学者については、なお従前の例による。

「基礎看護学実習Ⅱ」の履修に関する取扱い

平成 28 年 4 月 1 日 制定

令和 3 年 9 月 30 日 改正

看護学科第 2 学年における「基礎看護学実習Ⅱ」の履修については、以下のとおりとする。

- 1 平成 28 年度以降入学者は第 2 学年前期担当授業科目「看護過程論Ⅱ」の単位を修得できなかった場合、その後の第 2 学年担当授業科目「基礎看護学実習Ⅱ」の履修を認めない。
- 2 平成 31 年度以降入学者は第 2 学年前期担当授業科目「看護過程演習Ⅰ」の単位を修得できなかった場合、その後の第 2 学年担当授業科目「基礎看護学実習Ⅱ」の履修を認めない。
- 3 令和 4 年度以降入学者は第 2 学年前期担当授業科目「看護過程Ⅱ」の単位を修得できなかった場合、その後の第 2 学年担当授業科目「基礎看護学実習Ⅱ」の履修を認めない。

附 則

- 1 この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度入学者から適用する。
- 2 平成 27 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度入学者から適用する。
- 2 平成 30 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度入学者から適用する。
- 2 令和 3 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

医学部看護学科保健師課程の履修に関する申し合わせ

令和4年12月7日 制定

滋賀医科大学における医学部看護学科保健師課程の履修については、以下のとおりとする。

1. 第2学年前期担当授業科目「運動科学実践」、第2学年後期担当授業科目「環境保健学」、第3学年前期担当授業科目「在宅看護学演習」及び第3学年前期担当保健師課程授業科目「公衆衛生看護活動論Ⅰ」「公衆衛生看護活動論Ⅱ」「公衆衛生看護活動論Ⅲ」の単位を修得できなかった場合、保健師課程の履修を認めない。
2. 第3学年の進級判定において第4学年への進級が認められなかった場合、保健師課程の履修の継続を認めない。
3. 第3学年後期担当授業科目「地域医療展開論」及び第3学年担当保健師課程授業科目を第3学年末までに修得できなかった場合、保健師課程の履修の継続を認めない。
4. 第4学年前期担当保健師課程授業科目「公衆衛生看護学実習Ⅰ」の単位を修得できなかった場合、保健師課程の履修の継続を認めない。

附 則

- 1 この内規は、令和4年12月7日から施行し、令和4年度入学者以降から適用する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

医学部看護学科助産師課程の履修に関する申し合わせ

平成 28 年 4 月 1 日 制定

令和 3 年 9 月 30 日 改正

滋賀医科大学における医学部看護学科助産師課程の履修については、以下のとおりとする。

1. 第 3 学年の進級判定において第 4 学年への進級が認められなかった場合、助産師課程の履修の継続を認めない。
2. 第 3 学年配当助産師課程授業科目を第 3 学年末までに修得できなかった場合、助産師課程の履修の継続を認めない。
3. 第 4 学年前期配当助産師課程授業科目「助産診断・技術学Ⅲ」及び「乳房管理学」の単位を修得できなかった場合、助産師課程の履修の継続を認めない。

附 則

- 1 この内規は、平成28年4月1日から施行し、平成26年度入学者（3年次編入学生については平成28年度入学者）から適用する。
- 2 平成25年度以前の入学者（3年次編入学生については平成27年度以前の入学者）については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度入学者（3年次編入学生については令和6年度以前の入学者）から適用する。
- 2 令和3年度以前の入学者（3年次編入学生については令和5年度以前の入学者）については、なお従前の例による。

